

【特別寄稿】

「慰安婦」と公娼の境界をめぐる論争

御前麻里

序章

1. 「慰安婦」問題をめぐる今日の状況

1990年を前後して、「慰安婦」は、かつてない規模で、広く語られるようになった。その背景には、80年代韓国で民主化運動に伴って盛んになった女性運動の尽力があった（日韓「女性」協同歴史教材編纂委員会 2005）。このような韓国の女性運動団体の働きかけに応じて、ついに被害当事者が公の場で口を開いた。これらの証言は大きな衝撃をもたらし、「慰安婦」に対する社会的関心が喚起され、「従軍慰安婦」問題は一層国際的な注目を集めるようになった。それから四半世紀の間に、多くの被害国において被害者の勇気ある告発が続き、サバイバー・支援団体・法律家・研究者らの協働によって「慰安婦」研究は目覚ましい発展を遂げた。

まず研究が進んだのは歴史学の分野であった。史実を明らかにするため、当時の資料の発掘が進み、またオーラルヒストリーの手法を用いて被害者への聞き取りも行われた。

一方、法学の見地からも「慰安婦」制度の問題が指摘されるようになった。国連 NGO の国際法律家委員会（ICJ）は、1993年4月から5月にかけて、証言者からの聞き取りや資料収集などの調査を行い、1994年9月、当事者をかかえる各国宛に報告書を送付した。報告書は、日本が国際法上の責務に違反したこと、「慰安婦」被害者に個人請求権があることを論証し、日本政府に適切な立法措置や補償を勧告した（国際法律家委員会 1994）。また、1996年1月、ラディカ・クマラスワミ特別報告官は、「女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告書」と題する報告書を国連人権委員会に提出した。彼女はその中の「日本軍『慰安婦』問題報告書」において「慰安婦」問題について報告しており、「軍事的性奴隷制」という言葉が適切であるとし、日本政府に国際法違反の法的責任を受諾するよう求めた（クマラスワミ 2000）。1998年8月には、国連差別防止・少数者保護小委員会のゲイ・マクドゥーガル特別報告書の内容が公表され、「慰安婦」問題について責任者処罰、被害者への損害賠償などが日本政府に勧告された（VAWW-NET Japan 1998）。

このような事実の解明を経て、日本軍「慰安婦」制度とは、旧日本軍および政府の主導の下で行われた戦時性奴隷制であり、女性に対する重大な人権侵害・戦争犯罪であったことが明白にされ、このような新たな視点からの認識が深まっていった。そして、「日本人の責任と主体」、記憶の継承、性差別と民族差別といった様々な観点から「慰安婦」問題が議論されるようになった。

その一方で、このような歴史認識を「自虐史観」「偏向」などと攻撃し、日本の侵略を否定する言説が、日本国内で声高に唱えられるようになっていく。日本政府の第二次政府調査結果および「河野談話」の発表された翌日（1993年8月5日）、当時の宮澤内閣は総辞職し、細川連立政権が新たに発足した。細川護熙首相は8月10日、就任後初の記者会見で、太平洋戦争について「私自身は侵略戦争であった、間違った戦争であったと認識している」と発言した。この発言が右翼勢力に大きな反発を呼び起こした。8月23日、「歴史・検討委員会」（「歴史検討委」）が設置され、衆参合わせて105名の国会議員が名を連ねた。また、教育学を専門とする藤岡信勝は、1995年には「自由主義史観研究会」を旗揚げしてセミナーや会報の発行など活発に活動を始めた。1996年6月、97年度の中学校社会科教科書の検定結果が公表され、全ての教科書が「慰安婦」に関して記述していることが明らかになると、「自由主義史観」派をはじめとする右派勢力は、「慰安婦」記述の削除を要求して全国規模で運動を始めた。同年末には、藤岡信勝に加え西尾幹二・小林よしのり・坂元多加雄・高橋史郎らが呼びかけ人となり、「新しい歴史教科書をつくる会」（「つくる会」）が創立された。翌年2月には自民党の若手議員を中心に「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」（「教科書議連」）が結成された。

このような動きに対し、「慰安婦」問題の解決に取り組んできた運動団体や研究者らが反発し、論争は激化した。

「慰安婦」制度の責任者処罰問題は、被害者や支援団体、国際機関の度重なる勧告にもかかわらず、ほとんど手つかずであったが、1998年春、ソウルでのアジア女性連帯会議で「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク（VAWW-NET Japan）が民衆法廷の開催を提案し、2000年12月、各国の市民団体が集まって「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」（「女性国際戦犯法廷」）が東京で開かれた。この法廷は日本軍の性暴力について個人の刑事責任と国家の責任、戦争中の犯罪行為だけでなく戦後の責任を対象にしていた。その結果、「慰安婦」制度が「人道に対する罪」にあたるとして昭和天皇裕仁以下、主な責任者の有罪が宣告され、日本政府が戦後、被害者に謝罪と補償を行うべき責任を怠って今日に至っている罪科が指摘された。

一方、「女性国際戦犯法廷」を特集したNHK番組「問われる戦時性暴力」は、2001年1月放映にあたり、政治圧力を背景に改変され放映された¹。また、「教科書議連」は2001年の中学校教科書の採択で、「つくる会」教科書の採択運動をバックアップし、「つくる会」の中学校社会科教科書は検定を通過することとなった。

2007年3月、安倍晋三首相は、記者会見で「慰安婦」問題について「当初、定義されていた強制性を裏づける証拠はなかった」と発言した。同年7月にはアメリカ下院で「慰安婦」謝罪決議が本会議で採決され、11月にはオランダ下院およびカナダ下院で、12月には欧州議会で、「慰安婦」謝罪要求決議が可決された。2013年には橋本徹大阪市長の発言²、2014年にはNHK会長に就任した舛井勝人による発言³が物議を醸し、さらに「河野

¹ NHKの番組改竄事件については、番組での対談出演者であった高橋哲哉「何が直前に消されたのか」（『世界』2001年5月号）、米山リサ「メディアの公共性と表象の暴力」（『世界』2001年7月号）による検討や、北原恵「沈黙を強いられたのは誰か—NHK番組改編問題・テレビ映像における捏造」（VAWW-NET ジャパン 2001）、西野瑠美子「『法廷』をめぐるNHK番組改編を問う」（同上）などがある。

² 2013年5月13日、橋本徹大阪市長は、「慰安婦は必要なのは誰だってわかる」と発言。

³ 舛井は2014年1月35日のNHKの就任会見で、「慰安婦」について「戦争をしているどこ

談話」の見直しを検討する動きや、朝日新聞の「誤報」を誇張し「慰安婦」問題そのものを「ねつ造」だとするキャンペーンが加速した。

このような「慰安婦」問題への対応をめぐる、韓国をはじめとする被害諸国と日本政府との緊張が高まる中、日本国内における「慰安婦」問題をめぐる議論も、近年一層混迷の度合いを増している。排外的なナショナリズムと、フェミニズムへのバックラッシュが趨勢を極め、「慰安婦」問題をめぐる言論の到達点は90年代よりむしろ後退しているようにみえる。

2. 「慰安婦＝公娼」キャンペーンの横行

戦後の日本は、自らが行った植民地支配や戦争の責任に真正面から向き合うことなく、戦前の旧支配層は継続し、ひたすら対米従属姿勢を取ってきた。冷戦崩壊とともに提起された「慰安婦」問題は、植民地支配下および戦時下における旧日本軍の暴力的な本質を突くものであり、戦前から続くアジア蔑視・自国賛美の価値観を内面化している政界および草の根の右翼勢力に対しては致命的な一撃であったといえる。これに反発した彼らは、国家の責任を否定するための様々な言説を展開し、右派の政治家によって折々に公の場でも口に出され、また保守系の新聞や雑誌、インターネット等のメディア空間において繰り返されてきた。「慰安婦」問題がこれほどまでにこじれた最大の理由は、国家の責任を矮小化しようとするこのような歴史修正主義が日本社会に根強く存在していることにあるだろう。彼らの主張の論法は、第3章で後述するように主に三つの点——①「強制」の定義を意図的に矮小化し、「奴隷狩り」のような「強制連行」を否定することによって、強制性を否定する、②被害者の証言は信用できないとして採用しない、③「慰安婦」は民間の売春業者の下で働いていた公娼／売春婦であり、金儲けをしていたのだ——に立脚して展開されることが多い。

これらの3つの論点は相互に補完し合う関係にある。本稿で着目するのは、3つ目の「慰安婦」は公娼／売春婦であるという認識である。これは、「慰安婦」とされた女性たちは「性奴隷」ではなく自らの「自由意志」で売春をしていたのであり、商行為であったから問題はないという認識を示している。2007年6月14日に、「歴史事実委員会」が『ワシントン・ポスト』紙に掲載した“THE FACTS”と題する意見広告などはその代表例である。2012年11月4日には、ニュージャージー州の『スターレジャー』紙に“THE FACTS”と類似の意見広告が出され、賛同者には安倍晋三も名を連ねている。

このような「慰安婦」と公娼を乱暴にひとくくりにする言説に対しては、「慰安婦」問題解決運動にたずさわる人々や実証的な歴史研究者たちから反論がなされ、激しい論争が行われてきた。

3. 「慰安婦＝公娼論」への反論

1990年代初頭に「慰安婦」問題が公論化して以降、「慰安婦」と公娼、「強制」と「自由

の国にもあった」、「日本だけが強制連行したみたいなことを言っているから話がややこしい。」等と発言した。

4 メンバーは、櫻井よしこ・すぎやまこういち・尾山太郎・藤岡信勝など。

意思」をめぐる議論の様相に関して、様々な論者によって考察がされてきた。それらは、「慰安婦」問題の解決を目指し日本政府の謝罪や補償を求める運動家や研究者らによって、「つくる会」などの『慰安婦』は売春婦だ」とする主張に反論する形でなされることが多かった。

反論としてまずみられたのは、「自由意思」の「売春婦」とは異なる「性奴隷」として「慰安婦」を位置づけ、「慰安婦」の強制性を強調する言説であった。朝鮮女性史研究者で、自身も90年代初頭「慰安婦」問題解決運動に携わった山下英愛は、韓国において「慰安婦」問題が民族問題として強調される傾向が強かったことをいくつかの論考のなかで指摘している。1996年に発表された論文のなかで、彼女は次のように述べている。

一九九〇年五月に女性学科の学生たちがこの問題を提起した⁵動機は、男性中心的な社会の中で『慰安婦』問題が女性問題であるが故に今日まで取り上げられてこなかったことに対する怒りと、韓日間の過去の清算が不十分であるという認識だった。しかし、運動が展開されるなかで、韓国社会内では後者の部分が強調され、女性問題としての側面は陰に隠れてしまう観があった。(山下 1996 : 42)

山下によれば、「慰安婦」問題が民族問題として取り上げられたことで、「近・現代の歴史的状況の中で形成されてきた民族イデオロギーのなかに染み着いている家父長的女性観に基づいてつくられた『慰安婦』言説が表面化し」(山下 1996 : 43)、そのため「運動主体側の『慰安婦』に関する認識にも女性を二分化する旧態依然さをひきずる面があった」(山下 1996 : 44)という。その例として、1993年8月に日本政府の第二次調査結果の発表を受けて韓国の運動体側が出した声明を挙げている。

「日本人女性は性奴隷的性格の強制従軍慰安婦とはその性格が明かに異なる。日本人慰安婦は、当時公娼制のもとで慰安婦となり、お金をもらい、契約をし、契約が終れば慰安婦生活をやめることができた」「慰安婦は、当時公娼制度下の日本人売春女性とことなり、国家、公権力によって強制的に軍隊で性的慰安を強要された性奴隷であった」

(中略) これでは日本人「慰安婦」は売春婦出身だから、「慰安婦」制度下の性奴隷と見なさない主張することにもなりかねない。しかも、このような言説は、皮肉にも「慰安婦は売春婦(公娼)」「だから日本に責任はない」とする、日本の責任を認めない論者たちの論理とも一脈通じるものなのである。(山下 1996 : 44-45)

山下は、このように「慰安婦」問題を「民族」問題として捉えることの問題性を鋭く指摘しているが、一方でこのような「民族」言説が被害者の名乗り出の受け皿となる社会的なコンセンサスをもたらした面にも目を向ける。

大衆的世論が民族問題として高まるにつれ、多くの元「慰安婦」たちが被害者であると名乗り出ることのできる雰囲気形成された。「慰安婦」問題に対する日本政府の

⁵ 1990年5月の盧泰愚大統領の訪日に際し、韓国の女性団体が共同で「慰安婦」問題への謝罪や補償の要求項目を含む声明を発表したが、この中に女性学科の学生たちの団体もあった。

責任を主張し、謝罪と賠償が必要であるという国民的世論が、被害女性たちの沈黙を破らせたのである。被害者たちに勇気を与えたのは、植民地被支配民族として国民たちが表した日本に対する怒りと、被害者たちに対する民族的共感であったといえる。(山下 2008 : 161)

山下は、「慰安婦」制度が民族差別・性差別のもとで実施された経緯から、韓国人にとって「慰安婦」問題は「被支配民族としての観点から取り組まれるのは当然」(山下 2008 : 47) としつつも、女性に対する抑圧というジェンダーの視点からも取り組まれるべきだとする。

上記のような山下の指摘から、韓国においては民族的受難という視点から「慰安婦」問題に関心が寄せられることが多く、「慰安婦」被害者は「強制」された「性奴隷」であり「売春婦」と対置される無垢な女性と位置付けられる傾向があったことがわかる。日本においても、処女性に着目して女性を明確に区分する言説はみられ、倉橋正直は「売春婦型」と「性的奴隷型」の二類型に「慰安婦」を分類して論じている(倉橋 1994)。

また、日本近現代史研究者の吉見義明は、公娼制度と「慰安婦」制度は「性奴隷制度としての共通性」を持っているとしつつも、後者は外見上の「保護」規定すらない「むきだしの」性奴隷制であったと主張した。公娼制度もその実態は「事実上の性奴隷制度」であったとの認識に立ち、「慰安婦」制度と同様に人権侵害であったことをふまえつつ、法律上の「保護」規定すらない戦時の「慰安婦」制度の方がより悪質であったと論じた(吉見 2002)。

このような反論に対しては、フェミニズムの視点からの批判がある。宋連玉は、「慰安婦」は公娼であったとする藤岡信勝の主張と、「慰安婦」制度と公娼制は異なると主張する吉見義明の主張について、「本人が望まない行為を強要し続けたのは、『従軍慰安婦』に始まったことではない。公娼制度下の娼妓とて同じである」(宋 1997 : 118) として、公娼と「慰安婦」を「線引き」することに対して疑問を投げかけている。

藤目ゆきは、「慰安婦」とは「商行為」で売春をした「公娼」だとする『自由主義史観』派の「慰安婦=公娼」論は、「元『慰安婦』をおとしめるために「公娼」に対する日本社会の差別意識を利用しているのであり、その意味で二重に犯罪的である」(藤目 1997b : 2) と指摘している。一方、しばしば『自由主義史観』派の『慰安婦=公娼』=合法論に対して、『慰安婦=非公娼』=非合法論が対置され⁶(藤目 1997b : 7) だが、このように「慰安婦」には当時の国際法の基準からみても適法性がないとする「慰安婦=非公娼」論にも問題があるとして、次のように述べている。

(中略) [「慰安婦=非公娼」論では一筆者] 自由廃業の規定をはじめ、「慰安婦」よりましなものとして「娼妓」が説明され、相対的に公娼制度が持ち上げられている。それは、就業や廃業が自由な本人の意思に基づくものだという近代公娼制度の名目性に高い評価を与え、現実にはそのような自由と無縁であった公娼たちの実像から人々の目をそらし、合法化された暴力たる公娼制度に対する批判を手控えるものである。

⁶ 後に修正を加えて、藤目ゆき、2015、『「慰安婦」問題の本質—公娼制度と日本人「慰安婦」の不可視化』白澤社、pp.32-52 に収録された折には、「慰安婦=非公娼」論の記述が「慰安婦≠公娼」に改められている。

(藤目 1997b : 8)

4. 先行研究の検討

前節で述べたように、特に 90 年代後半から「つくる会」などの右派勢力によって「慰安婦」を公娼すなわち「売春婦」と見なし国家の責任を否定する言説が喧伝され、それに対し「慰安婦」問題の解決を志向する立場から「慰安婦＝性奴隷」として「慰安婦」の違法性を根拠とした反論が展開された。さらにフェミニズムの視点から、このような反論に対する批判が出された。

しかし、「慰安婦」問題の研究において、90 年代以降のこのような言説の変遷や論争を中心的に扱った研究は多くない。それでも 2000 年代以降、いくつかの研究がなされるようになってきている。菊地夏野は、「女性の主体性」の表象に着目して、90 年以降のテキストにおける「慰安婦」と「売春婦」の表象を分析している（菊地 2003a, 菊地 2003b, 菊地 2010）。木下直子は、90 年代初頭のマスメディアや「慰安婦」問題解決運動の言説空間において、ナショナリズムや娼婦差別の視点によって日本人「慰安婦」の存在が排除されていたことを論じている（木下 2013）。倉橋耕平は、メディア論の分野から、「慰安婦」を指す「性奴隷」という言葉が、海外メディアにおいてどのように普及したのか分析している（倉橋 2014a、倉橋 2014b）。

「慰安婦」問題を否定する勢力による言説に関しては、折々に研究者や運動家によって反論はなされてきたが、それを通時的に研究対象として扱ったものは少ない。その中で、藤永壯は、読売新聞の「慰安婦」問題に関する報道内容の変遷過程を分析し、1997 年半ば頃に読売新聞の論調が変化し、「河野談話」の否定や「慰安婦」問題の解決を求める人々への反発の姿勢が定式化されていき、植民地主義的なレイシズムの言説が活発化したことを指摘している（藤永 2014）。山口智美は、近年の「在日特権を許さない市民の会」などの「行動する保守運動」とフェミニズムへの反動の関係を「慰安婦」問題に焦点を当てて考察している（山口 2013）。山口によれば、「慰安婦」問題は「主流の保守運動と、行動保守とをつなぐテーマ」であり、「多くの行動保守の運動家らの『慰安婦』問題に関する主張の言葉」は、90 年代後半の『慰安婦』問題に関する保守系の著作や議論をベースとして「定型の言葉をそのまま繰り返しており、独自性は感じられない」という（山口 2013 : 88、84）。

吉見義明は、「慰安婦」と公娼の関係をめぐる論争の状況を次のように整理している。彼は、「日本の戦争責任資料センター」の「慰安婦」研究部会で行われた尹明淑・宋連玉の報告と議論を整理した上で、『慰安婦』制度と公娼制度との異動の問題⁷（吉見 2002 : 5）においては、次のように四つの見方が存在するとする⁷。

第一は、「新しい歴史教科書をつくる会」などの議論で、「慰安婦」制度と公娼制度は同じもので、共に商行為であり、合法的であり、許されるというものです。

第二は、両者は別のものであり、「慰安婦」制度は許されないとする立場です。韓国・北朝鮮などで見られるもので、女性の処女性を重視し、いわゆる「売春婦」とは区別する無垢な「慰安婦」観・犠牲者観を前面に押し出すものです。

⁷ 吉見は、後に別の論文（吉見 2009）において、この議論を再載して確認している。

第三は、両者はともに許されないが、区別するべきであるとする立場です。「慰安婦」制度は公娼制度よりも悪質であるともみています。上杉聡氏や吉見などがこの立場で、尹明淑氏もこの立場に近いのではないかと思います。

第四は、両者は同じ性格のものであるとする立場で、「慰安婦」制度を、公娼制の延長とみるか、発展とみるか、全面開花とみるかの違いはあるが、ともに許されないとする立場です。宋連玉さんや鈴木裕子さんや藤目ゆきさんなどがこの立場だと思えます。(吉見 2002 : 6)

管見の限り、「慰安婦」と公娼の関係をめぐると言説は、この 4 つのうちのいずれかに分類できると思われるため、本稿ではこの吉見の分類に沿って分析を進める。ただし、吉見自身が論争の当事者であり、この分類の説明も彼自身の立場を最も明確に表したものである。したがって、それ以外の立場の論者の言説に対してより慎重に検討していく。

5. 本稿における問題関心

前節で述べたように、「慰安婦」と公娼／売春婦の同一性あるいは異同をめぐると議論の様相に関しては、「売春婦」、「性奴隷」などの切り口から考察されてきた。しかし、「慰安婦」を「商行為に参加した売春婦」とする『慰安婦』＝公娼論は、今日でも再生産され続けている。このような「慰安婦＝公娼」論の背後にある「娼婦差別」すなわち家父長的な女性観を克服しようという認識は、世間一般のレベルで広くなされているとは言い難い。一方で、そのような「慰安婦＝公娼」論への反論の仕方も論者によって異なり、議論になっている。また、「慰安婦」と公娼の関係性をめぐると考察は、論争の当事者によって他の立場の論者への批判・反論という形式で行われることが多く、「慰安婦」問題の「発見」から今日に至るまでの通時的な論争を扱った研究は、これまでにほとんどなされていない。そこで、本稿では 1990 年代以降の「慰安婦」と公娼の線引きをめぐると議論を振り返り、そこで論じられたことを詳細に分析することで、「慰安婦」問題を未だ解決できずにいる閉塞的な状況に、何らかの示唆が得られるのではないかと考える。

そこで、本稿は、1990 年代以降、公娼と「慰安婦」の境界をめぐり、日本社会において、誰によってどのような議論がされてきたのか、それらの議論がどのような社会的・政治的状況の影響を受けて生み出されてきたのかを整理し、また「慰安婦＝公娼」論に対してはどのように反論していくべきなのかを明らかにすることを目的とする。

6. 研究の方法と目的

本研究では上記の問題関心に沿って、各種資料の言説分析を中心に考察を進める。対象とする時期は、「慰安婦」問題が公論化した 1990 年代前半から現在までであり、厳密には 1990 年から 2015 年 8 月までである。主な資料は、「慰安婦」と公娼の(非)同一性に関して発言してきた人々の論文や書籍で、一般に流通しているもの——自著あるいは編著として出版・刊行された書籍、学術雑誌に発表された論文、一般雑誌における記事——である。一般雑誌の記事に関しては、「大宅壮一文庫 雑誌記事索引検索」において 1990 年から 2015 年 8 月までの期間で「慰安婦」というキーワードで検索すると、2072 件がヒット

した。この中から本稿の問題関心に沿ったものを適宜抽出して分析を行う。

本稿における言説の分析にあたっては、本章第3節で言及した吉見義明の分類を採用する。彼が最初にこの分類を発表した2002年以降、新たに論争に加わった論者に関しては、吉見の分類に照らして筆者が各々の立場に最も近いと思われるグループに振り分けを行った。また、吉見のいう「第一」の立場については、藤目ゆきの使用している「慰安婦＝公娼」論という呼称を採用する。

このような分析を通じ、「慰安婦」と公娼の関係に関する議論が、その時々々の政治・社会的背景によってどのように盛り上がり、また相互に影響を及ぼしてきたのかを考察したい。

7. 本稿の構成

次に、本稿の構成について述べる、

第1章では、近代日本における公娼制度について、先行研究を参照しながらその実態を把握することを目的とする。公娼制度は、「慰安婦」制度とともに本稿におけるキーワードとなる概念であり、その定義を明確にしておく必要があるためである。第1節では、近代公娼制度の研究史について整理する。第2節では、日本「内地」における近代公娼制度についてその概要を提示する。第3節では、朝鮮半島・台湾などの植民地における公娼制度の実施について概要を述べる。

第2章では、「慰安婦」制度について、先行研究をもとにその実態を示すことを目的とする。「慰安婦」制度とは戦時中からある名称ではなく、1990年代以降行われてきた研究においてしばしば用いられてきた用語である。十五年戦争において、日本軍が戦争の遂行のために女性を「慰安婦」として性的搾取を行ったことを「慰安婦」制度という。なお、本稿では、近年の実証的な研究が明らかにしてきた成果をふまえ、「慰安婦」制度が当時の日本政府・軍の主導によって立案・実施されたもので、主体としての国家責任が問われる問題であるとの視点に立つ。まず第1節で「慰安婦」制度の成立過程を概観する。第2節では、「慰安所」の設置、女性の募集・管理など「慰安婦」制度の実施過程において当時の軍および政府の明白な関与があったことを確認する。

第3章では、「慰安婦」問題における日本の国家としての法的責任を否定する言説についてみていく。まず第1節では「慰安婦」問題が提起されて以降の日本政府の対応について述べ、どのような姿勢がみられるかを整理する。「責任を負うべき主体が日本国家であることを否定するという点」では、日本政府の立場と「慰安婦＝公娼」論の立場は「深いところにつながっている」（吉見1996a：44-46）ため、政府の姿勢を明らかにしておく必要があるからである。第2節では「慰安婦」問題に対する否定的な発言や「教科書議連」の活動など、公的立場にある政治家によって行われてきた「慰安婦＝公娼」論に与する動きを整理する。第3節では、保守系雑誌の記事の分析を通じて、「慰安婦＝公娼」論がマスメディア空間においてどのように主張されてきたのかを実証的に分析する。

第4章では、第3章で取り上げた「慰安婦＝公娼」論に対する反論をみていく。第1節では、「慰安婦」の処女性を重視する立場の言説を扱う。第2節では、公娼制度と「慰安婦」制度の断絶を重視する立場の言説について、まず吉見義明の見解について述べ、次に上杉聰の見解を述べる。続いて、吉見をはじめとする論者にみられる、「強制」の概念と、当時の法律を根拠として「慰安婦」の違法性を主張する考え方についてふれる。また、近

年、裁判闘争という具体的な事態に即して「慰安婦=性奴隷」という主張がふたたび活発に繰り返されていることについて述べる。第3節では、フェミニズムの立場から公娼と「慰安婦」の連続性を重視する立場の言説を扱う。まず鈴木裕子・宋連玉・藤目ゆきという、一貫して当該立場から発言してきた研究者らの見解をそれぞれ整理する。その後、この論争について長期間にわたっての論者ではないが、女性の二分化に疑問を呈し、「慰安婦」の強制性を強調する言説を批判する立場の論者について補足する。

終章では、第3章・第4章で検討した「慰安婦」と公娼の異同に関する論争をふまえ、どのようにして女性を「主体性」の表象について分断する圧力に抵抗していくべきなのか、「慰安婦」問題の解決のために何が必要かを考察する。

第1章 公娼制度の諸相

1. 近代公娼制度の研究史

公娼制度は、女性史研究において主要な研究テーマの一つであり、これまでに豊富な研究が蓄積されてきた。1970年代以降、買売春や身売りを対象とする研究の中で、オーラルヒストリーの手法を用いて「からゆきさん」と呼ばれた女性たちの実態に迫ったものに、山崎朋子『サンダカン八番娼館—底辺女性史序章』（1972年）や森崎和江『からゆきさん』（1976年）などがある。

一方、村上信彦は、日本女性史研究の代表的通史とされていた井上清『日本女性史』（1948年）に対して、女性解放を労働者階級の解放に同一化してしまったとして批判し、1970年代の「女性史論争」の口火を切った。村上は、公娼制度は「近世日本人の女性観をゆがめた最重要の因子」（村上 2001：255）であったにもかかわらず、井上はそれを軽視しているとし、公式論・概念論だと批判した。廃娼運動を女の「最大の人権闘争」と位置付ける村上女性史は高く評価され、以降の女性史研究に対して大きな影響力を持った。

90年代に入ると、公娼制度研究に新たな動きがみられるようになった。村上女性史に対する痛烈な批判を展開したのが藤目ゆきである。藤目は、村上の研究が「明治以来の日本の廃娼運動家たちのものの見方と価値観を踏襲したものであり、その内容において重大な誤認と偏見がある」（藤目 1997a：25）と指摘している。すなわち、第一に、公娼制度が特殊日本的で前近代的な制度であり、欧米「文明国」には存在しないという村上の認識は事実誤認である。第二に、欧米の廃娼運動は当初のフェミニズムの視点を漸次消失し、世紀転換期には純潔道徳を強制する抑圧的なものになっていったのであって、そのように変質を遂げて以降の国際廃娼運動の影響下に開始された日本の廃娼運動は「醜業婦」を国辱と見なして国家にその取り締まりを要求するもので、女性の真の解放をもたらすものではなかった。第三に、貞操を「最後のもの」と発想し、娼婦は自らを解放する主体となりえない「奴隷」とみなす村上の娼婦に対する偏見である。（藤目 1997a：26-28）また藤目は、村上女性史とそれを無批判に踏襲してきた日本の女性史研究が女性問題を階級や民族と切り離して論じるが故に「帝国のフェミニズム」を批判する視点を消失していることを指摘し、「近現代日本の性—生殖の統制と社会運動の全体像をとらえるためには、『性』・『階級』・『民族』の統合的把握が不可欠」と論じている（藤目 1997a：28-36）。

「慰安婦」問題が提起されて以降、その前史としての公娼制度や「軍隊と性」の普遍的な結びつきに関する研究が進んできた⁸。それらの結果をふまえれば、村上の事実誤認や認識の限界は明白であり、本稿では、娼婦をめぐる当時の国際情勢にも丁寧な分析を加えつつ論じている藤目の研究に主にもとづいて公娼制度を理解する。

2. 近代公娼制度の構築

近代の公娼制度は、「軍隊慰安と性病管理を機軸とした国家管理売春の体系であり、近代国家の建設——とりわけ強力な軍隊の建設——の利益と結合して誕生した制度」（藤目 1997a : 51）であった。戦争中に軍隊内に性病が蔓延し軍隊の機能を危うくすることが多かったため、「男性、とくに将兵を性病から防衛する」目的で「性器の診断によって無害だと証明された女性を娼婦として登録する」制度がナポレオン時代のフランスで確立され、19世紀を通して欧州諸国や米国に波及していく（藤目 1997a : 51）。公娼制度は、先進資本主義国が植民地を拡大していく中で、「帝国主義の利益の維持という性格」を強め、植民地にも導入されていき、工業化や都市化の進む中で、無産階級や植民地出身の女性たちは国際的な買売春市場へ組み込まれていった（藤目 1997a : 54-60）。

このような状況の中で、欧州における廃娼運動は、英国における伝染病法⁹の施行に対する反対運動として高まり、1870年代には欧州大陸諸国に波及、さらに英国植民地や米国を巻き込んで国際運動に発展していった（藤目 1997a : 60）。当初の廃娼運動は、ジョセフィン・バトラーの思想に代表されるように、売春に対する国家統制や売春からの搾取に反対する闘争であった（藤目 1997a : 60-61）。バトラーは、「女性の経済的地位の低さ」によって特に労働者階級の女性から娼婦が生み出されることを見抜き、労働者階級と連帯して運動を展開していった（藤目 1997a : 61-64）。バトラーらの運動や、売春を禁止すべきとする性抑圧的な道徳主義の立場からの公娼制度批判運動などの成果によって、1886年に伝染病法の廃棄が断行された（藤目 1997a : 64-65）。

しかしその後、廃娼運動の争点は年少者の国際人身売買、強制売春問題に移り、売春禁止運動＝「社会から娼婦を追放しようとする排娼・反娼運動」に変容していった。1904年には「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買取締ニ関スル国際協定」が、1910年には「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際条約」が締結されたが、この条約によって「婦女売買の問題は、未成年者の場合と暴力や詐欺・背信によって売られた成人女性の場合に限定され」た。それはすなわち「成人女性の売買の実質的な合法化」であった。更に、軍国主義が台頭する中で、売春統制を合理化する傾向が強まり、人種差別主義の色合いが濃くなっていった。（藤目 1997a : 65-80）

近代日本において、明治新政権は、「欧州から来日する外国人の示唆と欧州視察を通じて欧州の売春統制を学び、これをモデルとして公娼制度を近代的に再編成」（藤目 1997a : 89）した。日本は国内において近代公娼制度を整備していっただけでなく、海外へ女性た

⁸ 第二次世界大戦下のアメリカ、イギリス、ドイツ、オーストラリアなどの軍管理売春制度を比較検討したものに、田中利幸、1996、「なぜ米軍は従軍慰安婦問題を無視したのか[上]・[下]」『世界』627・628号、岩波書店

⁹ 1864・66・69年に施行された一連の法律で、英国に公娼制度を導入した。伝染病法の成立によって、警察当局が娼婦と見なした女性を逮捕し検診を強制することができるようになり、娼婦の登録が行われた。（藤目 1997a : 53-54）

ちを送り出す拠点でもあった。富国強兵・殖産興業政策の下、零落した人口の多くは海外に新天地を求め、「からゆきさん」とよばれる女性たちは海外へ送り込まれ娼婦となった。

藤目によれば、近代公娼制度の特質の一つ目は、強制性病検診制度であり、日本においても開国当初はまず白人を客とする遊廓の女性に検診が強制され、次いで国内向けの性病検診も行われるようになる。二つ目は、「人身売買否定の名目にたつて、娼妓の自由意思による『賤業』を国家が救貧のためにとくに許容するという欺瞞的偽善的なコンセプト」であり、1872年の「娼妓解放令」（太政官通達 295 号）は人身売買の禁止を明言したが、翌年の「貸座敷・娼妓規則」によって、娼妓の自由意思による営業は許容するという名目が成立し、1900年、「娼妓取締規則」（内務省令第 44 号）において自由廃業の規定が明文化されたことによって、名目は完成した（藤目 1997a : 91）。国家は、「国家の管理外で許可を得ずに行われる買売春を『密売淫』として非合法化し禁圧することによって女性の性の売買の権利を独占し、特権業者を通じて買売春から搾取する」存在であり、売春管理を地方官に任せる形式を採用して管理を効率的にするとともに「賤業」に国家が関与していない概観をつくらせた。東京では警視庁、各府県では各々の警察が買売春を統制する権能を与えられ、性病検診・徴税を軸に公娼を統制・管理し、私娼を監視・摘発・弾圧の対象として取り締まった。この体制において公娼制度から収奪した税金は、正規の税金でないかのように「賦金」と呼ばれた。まるで温情的措置であるかのように称して売春から徴税された金銭は、地方官の私腹をこやす等のために消費された¹⁰。（藤目 1997a : 92）

日本において公娼制度に反対する廃娼運動は、群馬に始まり、その端緒はクリスチャン民権家の県会議員たちが中心となり 1880 年、廃娼の請願を県会に出したことであった。藤目は、「群馬の廃娼運動が最初の廃娼決議から一〇余年を費やして廃娼を実施、その後も存娼派との攻防を粘り強くたたかい廃娼実現県として全国の運動を鼓舞したのは事実」としながらも、①この廃娼によって群馬県の女性たちが売春から解放されることはなかったこと、②群馬廃娼ではいわゆる「公娼」である「娼妓」の取り締まりは廃棄されたが、買売春営業からの徴税や強制性病検診制度は存続していたことを挙げ、そのような群馬の廃娼運動が真に賞賛に値するものかを問うている（藤目 1997a : 100-103）。

結局、このような廃娼運動の目的は、「売春関係者の公許を廃止犯罪者化することで国家の体面をつくらうとともに、売春を罪悪とし娼婦を賤視する社会倫理を普及すること」で、下層階級出身の娼婦に対する蔑視・排斥の傾向があったという（藤目 1997a : 103-107）。

さらに日清・日露戦争の対外侵略の過程において、廃娼勢力は日本の膨張主義を擁護し、十五年戦争に突入していく日本の方針を支持し、軍隊の健康維持の目的で性病予防のための売春統制に賛成した（藤目 1997a : 107-111）。かかる経緯において、日本は植民地化した地域にも公娼制度を持ち込んでいった。

3. 植民地における公娼制度

朝鮮半島では、1881 年に最初の開港地、釜山で「貸座敷並ニ芸娼妓営業規則」が定められ、日本の公娼制度が導入されていく。日清戦争によって日本人居留民や軍人の上陸・駐

¹⁰ 鈴木裕子は、藤目と同様の見方を次のように述べている。「公娼制度とは、国家公認の買春制度であって、国家は業者らに営業許可の鑑札を与える代わりに彼らから税金をかすめとった」、国家と業者は「女性の性を収奪する上で、まさに共犯関係に立った」（鈴木 1992 : 11）。

屯が増えると、その要所となった地域では売春業は一段と活発化し、遊廓が形成された。日露戦争後、統監府がおかれると、「日本は居留地での公娼制度を整備する一方、朝鮮社会の売買春を公娼制度のもとに組み込む作業に本格的に着手した」（山下 1992 : 141）。性病検診の強制に対して娼婦たちは強く反発し、「店を閉めて一時的に営業を中止する者、検査の対象となっていなかった妓生に転身する者、地方に下る者、阿片をのんで自殺を図る者まで現れた」が、当局は性病検査を強行した（山下 1992 : 142）。韓国「併合」後、警察権力は売春取締を全国的に実施するようになり、1916年、当局は「貸座敷娼妓取締規則」（警務総監部令第4号）を發布し、各道によって異なっていた規則を統一した（山下 1992 : 147-154）。この「貸座敷娼妓取締規則」は、法規全体としては娼妓取締を強化したもので、娼妓の下限年限は一律17歳とされ、内地での18歳未満からみれば引き下げであった（宋 1994 : 40-41）。また、内地では1900年の「娼妓取締規則」によって、廃娼・通信・面接・文書・物件の保持・購買その他の自由が法文上保障されていたが、前述の「貸座敷娼妓取締規則」によって朝鮮では、業者の遵守事項として契約・廃業・通信・面接を妨げてはいけないとされているのみであり、「文字と言語において疎外されていた朝鮮人娼妓にとって廃業は単なる単語の羅列にすぎず、現実的には無きに等しい」ものだった（宋 1994 : 41）。

台湾では日清戦争直後に日本の公娼制度が持ち込まれた。

一方、日本による「満洲」への公娼制度の移植は、日露戦争期の日本軍による「買売春」管理を出発点としていた。日露戦争後には、関東州の公娼制度を中核として、「満洲」各地の日本人居留地域で日本の買売春制度が確立していった。現地においては、対外関係を考慮して表向きは「娼妓」ではなく「酌婦」という呼称が用いられたが、売春統制の実態は変わらなかった（藤永 1998 : 92）。

以上のことから、近代公娼制度はその成立の時点から、娼婦が自らの自由意思で「賤業」を行っている、という建前の下維持されていたことがわかる。「娼妓取締規則」によって自由廃業の権利は法律上明記されていたものの、実際前借金などで拘束された女性たちが廃業するのは困難だった。また、日本で行われた廃娼運動は、世紀転換期の売春禁止運動に変容後の欧米の廃娼運動の影響を受けており、娼婦に対する侮蔑・排斥感情に基づいていた。

第2章 「慰安婦」制度の実態

1. 「慰安婦」制度の成立過程

慰安所は派遣軍の指示によって設置され、「戦争のために軍隊が派遣された所には、最前線をのぞいて、どこでも軍慰安所が設置されたとみるべき」（吉見 1995a : 77）といわれる。資料によって確認される最初の慰安所は、1932年の第一次上海事変の際に、現地で海軍用に開設され、次いで陸軍も開設した（吉見 1995a : 14-15）。慰安所を設置した理由としては、①占領地での強姦事件防止、②性病予防、③「慰安」の提供、④スパイの防止、が挙げられる（吉見 1995a : 43 - 56）。吉見義明によれば、軍慰安所の経営形態は、①軍直営の軍人・軍属専用の慰安所、②形式上民間業者が経営するが、軍が管理・統制する軍

人・軍属専用の慰安所、③軍が指定した慰安所で、一般人も利用するが、軍が特別の便宜を求める慰安所の3つのタイプがあったとされる（吉見 1995a : 74）。

1937年に日中戦争が全面化すると、その年末から、日本軍は中国各地に大量に軍慰安所を設置し始める。その原因は、南京大虐殺を引き起こした南京攻略戦において強姦が多発し、中国人や諸外国からひんしゆくをかったためである。上海派遣軍の兵站病院に勤務していた麻生徹男軍医は、1938年初めごろ、「陸軍娯楽所」に入れられる予定の「婦女子百余名」の「身体検査」を行うように軍特務部から命令を受けたこと、集められた女性たちは「朝鮮及び北九州の各地より募集せられた連中」であったことを記している（麻生 1993 : 41）。

1941年12月、アジア太平洋戦争が開始されると、42年初めから、日本軍が占領した地域に慰安所が次々に設置されていった。

2. 政府・軍の関与

吉見義明によれば、第一次上海事変の際には上海派遣軍が、慰安所の設置と女性の徴集の指示を出していたという。具体的には、岡村寧次上海派遣軍参謀副長や岡部直三郎高級参謀が慰安所をつくる指示を出し、永見俊徳参謀が設置にあたった¹¹。

日中戦争が全面化した時期には、中支那方面軍が慰安所設置の指示を出しており、これを受けた上海派遣軍では、参謀第二課が案をつくり、参謀の長勇中佐に南京での軍慰安所設置を依頼した¹²。同時期、第10軍参謀の寺田雅雄中佐は、憲兵を指揮して湖州に軍慰安所を設置したが、ここで最初に徴集された女性は中国人だったという¹³。華北では、1938年6月、北支那方面軍参謀長となった岡部直三郎中将が、指揮下の数十万の各部隊に軍慰安所設置の指示を出した¹⁴。

1941年の対ソ準備戦の「関東軍特殊演習」（関特演）の際には、関東軍が二万人の朝鮮人「慰安婦」の徴集を計画し、原善四朗参謀は朝鮮総督府に依頼して、8000人の朝鮮人「慰安婦」を集め、中国東北（「満洲」）に送ったといわれている¹⁵。吉見は、このことを示す原資料は発見されていないが、事実であるとすれば、朝鮮総督府の職員が協力したはずだとみている（吉見 1995b : 17）。

これらのことから、慰安所設置・「慰安婦」徴集は、陸軍では各派遣軍（作戦軍）の最高指揮部（参謀部）が指示していたといわれる。各派遣軍は天皇に直隷し、軍令（作戦）関係は参謀総長の、軍政関係は陸軍大臣の区処を受けていた（吉見 1995b : 17）。

「慰安婦」の募集方法には二通りあり、第一は派遣軍が現地で女性を集める方法で、第二は日本・朝鮮・台湾から徴収してくる方法であった。第二の方法に関しては二通りのや

¹¹ 参照されている資料は、岡部直三郎『岡部直三郎大将の日記』（芙蓉書房、1982年）、p.23、稲葉雅夫編『岡村寧次郎大将資料 上巻（戦場回想篇）』（原書房、1970年）p.302（吉見 1995b : 17）

¹² 南京戦史編集委員会編『南京戦史資料集』（偕行社、1989年）、p.211・220・280（吉見 1995b : 17）

¹³ 同上、p.411（吉見 1995b : 17）

¹⁴ 「軍人軍隊ノ対住民行為に關スル注意ノ件通牒」吉見義明編、『従軍慰安婦資料集』（大月書店、1992年）、p.209-211

¹⁵ 島田俊彦『関東軍』（中公新書、1965年）、p.176、千田夏光『従軍慰安婦 正篇』（三一新書、1978年）、pp.103-104（吉見 1995b : 17）

り方があり、一つは派遣軍が独自に選定した担当者または業者を日本・台湾・朝鮮に送り、女性を集める手法で、もう一つは、派遣軍が日本の内地部隊や台湾軍・朝鮮軍に要請し、業者を選定させ、その業者が女性を集めるという手法である（吉見 1995a : 41-2）。業者の渡航は、業者が在外公館または軍の証明書をもっていけば許可された（吉見編 1992 : 37）。

1941年12月のアジア太平洋戦争開始以降は、日本軍が占領した東南アジア・太平洋地域に慰安所が設置されていたが、吉見によれば、陸軍省では1942年以降、派遣軍ではなく自らが慰安所設置に乗り出すようになり、「慰安婦」にされる女性や業者がそれらの地域に渡航する場合は、軍の証明書のみで渡航できるようになった。海軍では「慰安婦」を「特要員」と呼び、海軍省がアジア・太平洋方面への「慰安婦」の配置と慰安所運営方針を決定した（吉見 1995a : 65-73）。

以上のことから、日本軍は慰安所の設置・経営・女性の徴集・慰安所の監督など様々なレベルにわたって主体的な役割を果たしており、国家責任を問われる主体であることがわかる。

第3章 「慰安婦」問題における日本の国家責任を否定する言説

1. 日本政府の対応

80年代に韓国の民主化運動の中で女性運動が盛んになり、以前から独自に「慰安婦」問題の調査を進めていた梨花女子大学教授（当時）の尹貞玉が、1990年1月、『ハンギョレ新聞』に「挺身隊取材記」を4回にわたって掲載したことで、「慰安婦」問題は先に韓国で問題の所在が知られるようになった。同年の5月18日、盧泰愚大統領の来日を前に、韓国女性団体連合、韓国協会女性連合会、ソウル地域女子大生代表者協議会が共同で「慰安婦」問題に対する謝罪の要求を含めた声明書「盧泰愚大統領の訪日および挺身隊に対する女性界の立場」を発表した。これを受け、6月6日には、参議院予算委員会で社会党の本岡昭次議員が、「強制連行の中に従軍慰安婦という形で連行されたという事実もあるんですが、そのとおりですか」と質問した。これに対し、清水労働省職業安定局長が、「徴用の対象業務は国家総動員法に基づきます総動員業務でございます、……そうした総動員法に基づく業務としてはそういうこと〔従軍慰安婦の動員〕は行っていなかった」と答弁し、続いて本岡議員が「従軍慰安婦」等に対して「ぜひとも調査の中で明らかにしていただきたい」と要請すると「従軍慰安婦なるものに着きまして、……やはり民間の業者がそうした方々を軍とともに連れて歩いているとか、そういうふうな状況のようございまして、……〔実態の調査は〕率直に申しましてできかねる」と応答した（鈴木 1992 : 134-139）。つまり、日本政府は「慰安婦」問題が顕在化した当初から、慰安所は民間業者の行った商行為にすぎないとして「日本政府の『関与』を全面的に否定する立場」（尹 2003 : 34）をとった。

このような国会答弁に対し、韓国の37の女性団体は10月17日、抗議の公開書簡を海部俊樹首相宛に送付した。12月18日、参議院外務委員会で社会党の清水澄子議員が、去る6月6日の政府答弁について追及したのに対し、戸刈利一労働省職業安定局庶務課長は

「厚生省関係は関与していなかった」と先の国会答弁での姿勢を変えることはなかった¹⁶ (鈴木 1992 : 155-159)。

翌年 8 月 14 日、このような日本政府の態度に憤慨した金学順さんが韓国で名乗りを上げて記者会見を行い、12 月 8 日には、彼女を含む 3 人の「慰安婦」被害者の韓国人女性が、日本政府の補償を求めて東京地裁に提訴した。1992 年、日本近現代史研究者の吉見義明によって、日本軍の「慰安所」政策への関与を示す公文書が防衛庁防衛研究所図書館で見つけられ、1 月 11 日付『朝日新聞』に掲載された。日本政府はもはやその関与を否定できなくなり、2 日後の 13 日には加藤紘一官房長官が「軍の関与は否定できない」との談話を発表、同月 17 日、訪韓した宮沢喜一首相は公式に謝罪した。同年 7 月 6 日の第一次政府調査結果の公表にあたって政府は「慰安婦」制度への国家の「関与」を公式に認めたが、具体的な対応については「補償に代わる措置」への検討を表明するにとどまった。1993 年 8 月 4 日には第二次政府調査の結果と河野洋平官房長官の談話（「河野談話」）が発表された。「河野談話」は、慰安所は「当時の軍当局の要請により設営された」ものであり、慰安所の設置、管理、慰安婦の移送については、「旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与」し、慰安婦の募集については「甘言・強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり」、「官憲等が直接これに関与したこともあった」ことを認め、「慰安婦」問題は「当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題」であり、「慰安婦」被害者に対して「心からお詫びと反省の気持ち」を述べたものであった¹⁷。この「河野談話」は今日に至るまで歴代内閣の公式見解とされている。しかし、「河野談話」に関しては問題点も残る。吉見義明は、「河野談話」について「慰安婦の徴集、軍慰安所制度の運用の主体は業者であるかのように読める余地を残している」、「ごく一部の韓国人元慰安婦からヒアリングをただけで、他の人々からのヒアリングは行っていない」、「徹底した真相の解明、罪の承認と謝罪、賠償、再発防止措置などが当然言及されるべきであり、それが欠けている」と批判している (吉見 1995 : 7-8)。

1994 年 6 月、村山富市社会党首班、自民・社会・さきがけ参党連立内閣が発足し、同年 8 月 13 日には、「民間団体の基金」を通じた「慰安婦」被害者への「支援措置」の構想が日本の新聞各紙によって報道された¹⁸。この「民間募金」による「見舞金」構想に対して多くの被害者や支援団体は反対し、抗議集会を開くなどの運動を展開した。1995 年 7 月 19 日、「女性のためのアジア平和国民基金」が正式に発足する¹⁹。

このように、「慰安婦」問題が提起された当初から、日本政府は国家の責任を否定する姿勢を取り続け、国家の関与を認めざるをえなくなって以降も、補償問題は、サンフランシスコ講和条約および日韓請求権協定等の二カ国協定により法的には「全て解決済み」との

¹⁶ また、1991 年 4 月 1 日には、参議院予算委員会において、本岡昭次議員が前年の韓国女性団体の「公開書簡」への回答を求め、谷野作太郎外務省アジア局長は「[調査したが] 手がかりになる資料がなかった」と述べ、さらに本岡議員は「慰安婦」の存在について質疑したが、これに対し、若林之矩労働省職業安定局長は「[担当部署は] 全く関与していなかった」と答弁した (鈴木 1992 : 164-169)。

¹⁷ 『慰安婦』関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話 (1993 年 8 月 4 日)

¹⁸ 朝日新聞 1994 年 8 月 13 日朝刊など。この「民間募金」構想に対し、同月 23 日、「慰安婦」被害者と支援 35 団体が「民間募金構想撤回と被害者個人への謝罪と補償を求める共同声明」を発表した。

¹⁹ 朝日新聞 1995 年 7 月 19 日夕刊。なお、韓国・挺隊協など内外 43 団体が基金発足に反対する声明を発表した。

立場を固持して国家補償を拒否し、「補償に代わる措置」として「見舞金」で政治的決着を図ろうとしてきた。

2. 右派政治家の言動及び活動

さらに、このような政府の公式見解でさえ認めないような言動が、右派の政治家の中から出てくるようになった。大きな契機となったのは、1993年8月10日の細川護熙首相の「侵略戦争」発言であった。自民党の靖国関係三協議会²⁰は、翌日、緊急役員会を開催し、原田憲座長らが、武村正義官房長官に抗議の申し入れを行った。8月13日には靖国関係三協議会の総会が、8月18日には対策検討会が持たれた。これらを受けて、8月23日、「歴史検討委員会」（「歴史検討委」）が設置された。「歴史検討委」は、同年10月から95年2月まで20回の委員会を開催した。メンバーは、衆議院76名、参議院29名の計105名で、委員長・山中貞則、委員長代行・伊東宗一郎、事務局長・板垣正という顔ぶれであった。

「歴史検討委」の設立趣旨によれば、「一方的な、自虐的な史観の横行は看過できない」ため「公正な史実に基づく日本人自身の歴史観の確立が緊急の課題と確信」（歴史・検討委員会1995：444）してたちあげられたという。「大東亜戦争を如何に統括するか」というテーマのもと開かれた20回の委員会のうち、「慰安婦」問題に言及しているのは、上杉千年²¹「歴史教科書は子供達に何を教えているか——侵略・残虐の記述にみる歴史教科書」（1993年12月6日、第4回委員会）と安村廉²²「社会党史観栄えて国亡ぶ」（1994年12月12日、第18回委員会）の二回である。以下、この二回の委員会で議論されたことをみていく。

上杉千年は、1994年度版高校日本史教科書に「慰安婦」の記述がされたことに反発を示し、「従軍慰安婦問題は日本人が火をつけて、日本人が進行している」（上杉1995：96）、「従軍慰安婦制度は日本独自ではない」（上杉1995：96）との見解を示す。吉田清治と千田夏光の著作を「ウソ」と決め付け、「強制連行」の証拠がない、「慰安婦」は「商売で連れて行かれた」と述べる（上杉1995：97-98）。さらに「慰安婦」問題が国連の人権委員会で取り上げられていることについて「日本の左翼の連中が行って洗脳」（上杉1995：98）しているのだという。

安村廉も「強制連行」を否定し、「慰安婦」は商行為であったという立場に立つ²³。また「女性に残虐かつ非人道的な行為をやった国は、近現代史だけでも東西無数にあります」と述べ、本岡昭次議員らが国連人権委員会に対し日本政府に「慰安婦」への個人補償を実現させようと「あの手この手の工作」（安村1995：406）をしていることを許せないとする。強制連行の否定、「慰安婦」は「商売だった」という典型的な「慰安婦＝公娼」論に加え、「悪いのは日本だけではない」という開き直りと、戦後補償の実現に取り組む人々を誹

²⁰ 「英霊にこたえる議員協議会」、「遺家族議員協議会」、「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」から成る。

²¹ 上杉千年の肩書は、「歴史教科書研究者・日本教師会参与」と紹介されている（上杉1995：89）。

²² 安村廉は、当時産経新聞社論説員であった。

²³ 安村は「公娼がさして抵抗なく許容されていた当時の社会情勢でありますとか、強制連行を裏付ける証拠の乏しさを見ますと、業者が介在した金銭的契約によるものが相当数を占めていたのではないのでしょうか」と述べている（安村1995：405）

諒中傷する姿勢は上杉・安村の双方に共通している。

1994年5月、南京大虐殺は「でっちあげだと思う」と述べて辞職した羽田内閣の永野茂門法務大臣は、この発言の際に「慰安婦」問題にふれ、「米軍、英軍でも同じようなことをやっている。それを今の目から女性蔑視とか韓国人差別とかはいえない」（朝日新聞 1994年5月7日）と述べた。ここにも、「悪いのは日本だけではない」、「公娼だった」と言った典型的な見方が反映されているといえるだろう。

1996年6月4日、自民党の「終戦五十周年国会議員連盟²⁴」が「明るい日本・国会議員連盟」の結成総会を行った。この結成総会の記者会見において、会長の奥野誠亮議員は「慰安婦は商行為」「強制連行はなかった」と発言した。

1997年2月、「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」（「教科書議連」）が結成され、衆参合わせて62名の国会議員が参加した。「教科書議連」の会長は中川昭一、事務局長は安倍晋三であった。同年12月には、同会の活動内容を中心とした『歴史教科書への疑問』（展転社）を出版した。1998年7月31日、小淵恵三首相の内閣において農林水産相に就任した中川昭一は、記者会見の場で「慰安婦」の教科書記述に関して「すべての七社の義務教育の教科書」に「歴史的事実として」載せることに「疑問を感じている」と発言した。その後、中川は急きょ記者会見を開き、その日のうちに発言を取り消した。

2004年11月27日、中川斉彬文部科学大臣が、大分県別府市で開催されたタウン・ミーティングの席上で「最近、いわゆる『従軍慰安婦』とか『強制連行』とかいった言葉が減ってきたのは本当に良かった」と発言した。同月30日には、中山は「個人的な考え方についての発言は控えるべきだった」と謝罪した。

2007年3月1日、安倍晋三首相は、記者会見で「当初、定義されていた強制性を裏付ける証拠はなかった」と発言した。更に5日には国会で、「官憲が家に押し入って、人を人さらいのごとく連れて行くという、そういう強制性はなかった」、アメリカ下院の決議案に対し「謝罪するということはない」と答弁した。同年16日には、「政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかった」との政府答弁書が閣議決定された。

2012年8月21日、橋本徹大阪市長は、記者会見で「慰安婦」問題について「軍・官憲による暴行・脅迫を用いた連行」がなければ、日本国家に責任はなく、またそのような連行の証拠はないと発言した。その3日後、石原慎太郎東京都知事は、「慰安婦」について「強制したことはない。貧しい時代には売春は非常に利益のある商売で、貧しい人々は決して嫌々でなしに、あの商売を選んだ」と発言した。

2012年12月27日、前日に成立した第二次安倍晋三政権の管義違官房長官は、「河野談話」の見直しに言及し、後にこの政権の下で「河野談話」の「検証」が行われることになる。

2013年5月13日、橋下市長は「慰安所制度が必要なのは誰だってわかる」、在沖縄のアメリカ軍司令官に「もっと風俗業を活用してほしい」と述べて内外の批判を浴び、27日に釈明の記者会見を行った。

以上のように、1993年8月に発足した「歴史・検討委」をはじめ、十五年戦争時の日

²⁴ 1994年12月1日、連立与党の戦争謝罪国家決議案に反対し、自民党内で発足した。会長は奥野誠亮参議院議員。

本の加害行為について学ぶことを「自虐的」と非難し、「慰安婦」問題の強制性を否定し「慰安婦=公娼」とみなす認識が、右派の国会議員の間で共有されていった。1996年6月以降、教科書からの「慰安婦」記述削除を要求する運動を表だって担ったのは「自由主義史観研究会」をはじめとする文化人のグループであったが、その背後には「明るい日本・国会議員連盟」などの議員組織の存在があり、運動をバックアップしていたことは複数の論者によって指摘されている²⁵。また、特に2000年代後半以降、政治家による「慰安婦」の強制性の否定や「慰安婦」を「商行為」とする発言が再び相次ぐようになっている。

3. マスメディアにおける「慰安婦=公娼」論

1990年代初頭に「慰安婦」問題が公論化すると、保守系の雑誌や新聞において、日本政府の責任を否定し「慰安婦=公娼」論を唱える言説が登場する。本稿では主に一般雑誌記事に焦点を絞り、その言説をみていく。保守系雑誌の中でも、特に「慰安婦」問題について積極的に議論を展開したのは、産経新聞社の『正論』、文藝春秋の『諸君』・『文藝春秋』・『週刊文春』、PHP研究所の『Voice』、小学館の『SAPIO』、『週刊ポスト』、新潮社の『週刊新潮』、ワック・マガジズの『Will』である。これらの9誌は、2004年に発刊した『Will』を除いて90年代初頭から「慰安婦」問題に否定的な記事を数多く掲載し、それらの主張に反論する立場の人々によってもたびたび参照されている²⁶ため、論争を構成する上で欠かせないと考えて筆者が選定した。ただし、上記の9誌に掲載されている記事の論調は類似しており、代表的な論客も共通している。そこで、本稿では、「自由主義史観」派の代表的拠点となり「つくる会」の活動に積極的に貢献した『正論』、『諸君』の2誌の記事を主に扱うこととし、それ以外の雑誌の記事については補完的に利用するにとどめる。まず、『正論』、『諸君』のそれぞれについて、「慰安婦」問題を扱った記事にみられる特徴や傾向を述べ、次に代表的な論者として、上坂冬子、秦郁彦、藤岡信勝の主張をみていく。

3-1. 『諸君』の「慰安婦」関連記事の動向

文藝春秋の『諸君』は月刊誌として1969年に創刊し、2009年5月に廃刊になるまで『正論』と並んで保守系雑誌の中心的位置を占めてきた。90年代以降は「自由主義史観」派の論争拠点として大きな役割を担っていた。「大宅壮一文庫 雑誌記事索引検索」において1990年から2009年5月までの期間で「慰安婦」というキーワードで検索すると、『諸君』の記事は40件²⁷がヒットする。これに独自に見つけた7件の「慰安婦」関連の記事を含め、47件を分析対象とした。

²⁵ 鈴木裕子は、90年代半ばの反「慰安婦」キャンペーンの構図として、「世論的には一部著名人をまきこんで右派文化人が派手に立ち廻り、政治的には『明るい日本・国会議員連盟』の面々が動き、“草の根”では靖国国営化、天皇元首制をもくろむ『日本を守る国民会議』がうけもつ」と述べている(鈴木1997:197)。上杉聰も同様の指摘を行っている(上杉1997a:200-201)。

²⁶ 鈴木裕子『「従軍慰安婦」問題と性暴力』(未来社、1993年)、鈴木裕子『戦争責任とジェンダー——「自由主義史観」と日本軍「慰安婦」問題』(未来社、1997年)、三宅明正「歴史教科書をめぐる政治的言説とその特徴」中村政則・三宅明正・吉見義明ほか『歴史と真実——いま日本の歴史を考える』(筑摩書房、1997年)、俵義文「教科書問題と右翼の動向」「戦争と女性への暴力」リサーチ・アクションセンター「慰安婦」バッシングを越えて——「河野談話」と日本の責任』(大月書店、2013年)等。

²⁷ 検索にヒットするのは41件であるが、うち1件は重複しているため排除した。

表1 『諸君』の「慰安婦」関連記事推移

年次	総数
1992	5
1993	1
1994	1
1995	0
1996	4
1997	8
1998	4
1999	2
2000	1

年次	総数
2001	3
2002	1
2003	2
2004	0
2005	7
2006	2
2007	6
2008	0
2009 (5月まで)	0

※対象期間は『諸君』誌上に「慰安婦」に関する記事がみられるようになる1992年から廃刊する2009年5月までである。

表1に、『諸君』誌上にみられる「慰安婦」関連の記事数の推移を示した。対象期間において、「慰安婦」問題に言及した最初の記事は、1992年3月号に掲載された、佐藤勝己「『従軍慰安婦』か『北の核』か」である。これは後述する『正論』や他の保守系雑誌にも共通することだが、『諸君』誌上に「慰安婦」問題に関する記事が登場するのは、1992年に日本政府が「慰安婦」問題への軍の関与を認めて以降のことである。

92年3月の記事は、『現代コリア』主幹の佐藤が、「北朝鮮の核開発」こそが「日韓にとって緊急の課題」であることを主張したもので、「慰安婦」問題を論じることに重きが置かれているわけではない。「北の核」という「緊急」な問題があるのに、1月の日韓首脳会談の焦点となったのが「慰安婦」問題であったことに「啞然としてしまった」（佐藤1992：110）として、補償は日韓請求権協定で「解決された」という日本政府と同じ主張が繰り返される。この記事をはじめ、1992年には合計5件の「慰安婦」問題関連の記事が掲載されている²⁸。この3件の記事は、「強制連行」の証言をした吉田清治や被害者の証言に疑問を呈する内容のものであった。「慰安婦」問題に対し否定的な論者にとって、「奴隷狩り」のような狭義の強制連行を加害者の立場から「証言」した吉田清治証言を否定することが90年代初頭から重視されていた。『諸君』の記事で初めて明確に「慰安婦」は商行為をしていた、という記述がみられるのは、板倉由明「複眼的視点を持って——『慰安婦』と『南京事件』」（1994年5月）においてである。南京大虐殺の研究科を自称する板倉は、「慰安婦」問題と南京大虐殺の被害者それぞれ二十万・三十万という「数字の問題」に関して疑問を呈し、持論に基づいて「推定」を行う。板倉は「（従軍慰安婦は一筆者）国策に沿っていたとはいえ『総じて営業』であったという客観的事実が忘れられているのではないだろうか」と述べ、「募集そのものが国家の手で行われたと推測される根拠はまったくない」と結論付ける（板倉1994：124-125）。ここで「戦地における『営業』」として「慰安婦」制度が語られ「売春」イメージが喚起されるのは、最終的に「慰安婦」制度が「国や軍の組織的、計画的犯罪ではありえず」（板倉1994：128）というように国家の責任を否定するためである。このように国家の責任を否定する根拠として「慰安婦＝公娼」論が唱えられ

²⁸ 板倉1992、上杉・『諸君』編集部1992、秦1992b

るのは、このような論者に共通のことである。

1996年に「自由主義史観」派が中学校社会科教科書への「慰安婦」記述削除を要求して活動を始めると、『諸君』誌上における「慰安婦」関連の記事数は増加する。秦郁彦・藤岡信勝・西岡幹二などの「自由主義史観」派の中心的メンバーの記事がみられる。2001年には、前年の「女性国際戦犯法廷」やその法廷を特集したNHK番組「問われる戦時性暴力」に対して非難する記事が載る。

2005年3月号および4月号では、それぞれ「お騒がせな朝日新聞」、「朝日新聞に愛の鞭を！」と題する特集が生まれ、どちらの月も3件の記事が「問われる戦時性暴力」改竄事件について取り上げている。これは、2001年当時「問われる戦時性暴力」の放映について中川昭一・安倍晋三の両議員がNHK幹部に会いその内容について圧力を加えたことを、同年1月12日に朝日新聞がスクープ報道したことに対する反応であった。中川・安倍の両者は、97年2月の「教科書議連」の結成にあたり中川が会長・安倍が事務局長を務めており、「教科書議連」は「つくる会」の教科書採択運動を支えてきた。合計6件の記事のうち、安倍晋三（当時、自民党幹事長代理）は2件²⁹に自ら登場しており、自分の立場を語っている。安倍は「“民衆法廷”の検事役は北朝鮮工作員」として「北朝鮮」の政治的「意図」のもとに当該法廷が計画されたという根拠のない見解を示し、番組改竄については『公平、公正にやってくださいね』という程度の発言はしたが「私がNHKを呼びつけたという事実は全くありません」と述べている（安倍・中西2005：28-30）。

2007年1月31日、アメリカ下院外交委員会において、日本政府に「慰安婦」への謝罪を要求する決議案が提出され、7月30日に本会議で採決される。これに対して「反日史観」などと反発する記事が、決議案の提出直後からみられた。

このあと、『諸君』においては2007年9月以降、2009年5月の廃刊まで「慰安婦」に関する記事はみられなかった。

3-2. 『正論』の「慰安婦」関連記事の動向

産経新聞社の『正論』は月刊誌として1973年に創刊し、「つくる会」に密接に関わるなど「慰安婦」問題に対して否定的な言説を生産し続けてきた。「大宅壮一文庫 雑誌記事索引検索」において1990年から2015年8月までの期間で「慰安婦」というキーワードで検索すると、『正論』の記事は206件がヒットするが、そのうち25件は記事の内容が直接「慰安婦」について論じていないため、対象からは除外した³⁰。それらを除いた181件に、筆者が独自に見つけた18件を加え、199件を分析対象とした。

²⁹ 安倍・中西2005 および安倍2005

³⁰ 除外したものの中には、本稿で扱う対象とする、日本軍によって設置された「慰安婦」とは異なる意味合いで「慰安婦」という言葉を使用した記事も数件見られた。例えば、佐藤和秀「米ソにも中国国民党・共産党軍にもいた慰安婦 米軍編」（1992年12月）、佐藤和秀「米ソにも中国国民党・共産党軍にもいた慰安婦 ソ連・中国軍編」（1993年1月）前川恵司「写真で見える在韓米軍慰安婦身世譚」（2014年9月）などである。また、2014年8月の朝日新聞による「誤報」訂正報道の後、2014年11月号・12月臨時増刊号には90年代に掲載された記事が再掲されている。この中で、秦郁彦「従軍慰安婦たちの春秋」（初出1992年6月号）、西岡力「慰安婦と挺身隊と」（初出1992年4月号）および水上輝三「ビルマで見た慰安婦」（初出1996年12月号）の3件は重複するが、あえて除外せず2014年の記事数に含めた。

表2 『正論』の「慰安婦」記事推移

年次	総数	年次	総数
1992	2	2004	1
1993	0	2005	11
1994	0	2006	3
1995	0	2007	18
1996	3	2008	9
1997	5	2009	2
1998	4	2010	1
1999	1	2011	3
2000	0	2012	10
2001	2	2013	18
2002	0	2014	78
2003	1	2015 (8月まで)	25

※対象期間は『正論』誌上に「慰安婦」に関する記事がみられるようになる1992年から2015年8月までである。

表2に『正論』誌上にみられる「慰安婦」関連の記事数の推移を整理した。対象期間において、「慰安婦」問題に言及した最初の記事は、1992年4月号の西岡力「慰安婦と挺身隊と」である。同年6月号には秦郁彦「従軍慰安婦たちの春秋」が掲載された。この記事は、その後「慰安婦」問題に関する国家の責任を否定する論者によって繰り返し引用されている。記事の内容は、「吉田清治『私の戦争犯罪』」に描かれた慰安婦狩りの生態——それを実地検証」する目的で秦が同年3月末に韓国・済州島を訪れたことを扱っている（秦1992：328）。秦は吉田の著書の矛盾点を指摘し、現地で「五人の老人」と話し、「吉田証言が虚構らしいことを確認した」という（秦1992：342-343）。また、本記事において秦は「慰安婦」制度を「売春と公娼制度の一環」とみて、軍の管理下に置かれた慰安所での境遇は「日本人と朝鮮人の間に処遇上の格差はなかった」として焦点を「募集の段階で官憲による“強制連行”ないし類似の詐術があったかどうか」に狭めている（秦1992：330、340）。そして「強制連行」の根拠を吉田証言に求め、その信ぴょう性に疑問を呈する。つまり、「慰安婦」は商行為をしていたという立場で、問題を狭義の「強制連行」に限定し、それを否定するというやり方である。この論法は、「慰安婦＝公娼」論者の常套手段であるが、この記事には既にそのような姿勢が表れている。

90年代前半の『正論』誌上における「慰安婦」関連記事は、上記の2点のみであるが、1996年に「自由主義史観」派が中学校社会科教科書への「慰安婦」記述削除を要求して活動を始めると、『諸君』同様、『正論』誌上における「慰安婦」関連の記事数は増加する。97年には、「つくる会」の呼びかけ人の一人であった高橋史郎による記事が2件掲載されている³¹。1998年には、「慰安婦」について「強制連行は無かった」、「自分の意思で兵隊相手の慰安婦になった」とする「慰安婦＝公娼」論の立場の短大講師が、自分の母校に招かれた講演で「慰安婦」問題を取り上げようとしたところ、直前に公演の内容の変更を申

³¹ 高橋1997a、高橋1997b

し入れられたことに対して不満を述べた記事³²や、同年7月に農水相に就任した中川昭一が就任記者会見で「慰安婦」問題の教科書記述に「疑問」を呈したことについて、「どこが『問題発言』なのか、(中略)、さっぱりわからない」と中川を擁護する記事³³がみられた。

2001年には、前年の「女性国際戦犯法廷」やその法廷を特集したNHK番組「問われる戦時性暴力」に対して非難する記事が掲載された。2005年1月12日、2001年当時「問われる戦時性暴力」の放映について中川昭一・安倍晋三の両議員がNHK幹部に会いその内容について圧力を加えたことが、朝日新聞によって報道されると、これに反発して「女性国際戦犯法廷」や朝日新聞・NHKを攻撃する記事が同年3月号に3件、4月号に4件掲載された。また、3月号においては、当時近畿大学教授であった高市早苗が、前年中山斉彬文部科学省が「最近、いわゆる『従軍慰安婦』とか『強制連行』とかいった言葉が減ってきたのは、本当に良かった」と発言、後に謝罪したことについて「どの部分を取ってみても正しく良識的なもの」と擁護して「慰安婦」問題の教科書記述を非難している³⁴。

2007年1月31日、アメリカ下院外交委員会において、日本政府に「慰安婦」への謝罪を要求する決議案が提出され、7月30日に本会議で採決される。この「同盟国」から突き付けられた決議は、「慰安婦」問題に関する日本政府の責任を否定する勢力にとって大きな衝撃を与えたようである。『正論』では2007年の一年間で、それまでの期間の記事数の中で最も多い18件が「慰安婦」について言及しているが、このうち5月号で2件、6月号で2件、7月号で1件、8月号で1件、9月号で1件、10月号で5件、11月号で1件、合計で13件の記事がアメリカの「慰安婦」決議についてふれ、これを非難している。その中でいくつかの記事では、ふたたび「強制連行」に焦点が当てられその否定が行われており、決議案に含まれる「性奴隷」という言葉への反発が示されている。2008年にも、9件中4件の記事はこの「慰安婦」決議を扱っていた。

2009年、政権交代で民主党が政権を取ると、「慰安婦」問題に関する記事数は減少する。民主党政権を非難する記事において、部分的に「慰安婦」問題にふれる記事がみられる程度である。

しかし、2011年8月11日、韓国の憲法裁判所が「慰安婦」問題に対する韓国政府の不作為を違憲とする決定を下し、韓国政府が日本政府にたいして「慰安婦」問題の解決を目指して従来より強く働きかけるようになると、「慰安婦」問題が「また蒸し返されている」としてこのような動きに反発する記事が増え始める。韓国・ソウルの日本大使館前など世界各地で「平和の少女像」や記念碑の建立が行われていることに対する攻撃もみられるようになる。2012年には、2010年10月アメリカ・ニュージャージー州パリセイズ・パーク市の公共図書館に「慰安婦」の碑が建立されていたことに対して、「現地の日本人がいじめられている」などと非難する記事が2件登場する。このうち1件は、山谷えり子自民党参議院議員のインタビューで、自身を含め自民党の有志の国会議員が現地を訪れ撤去を要請したことを語っている³⁵。

³² 福井 1998。執筆者は当時、大阪青山短期大学講師であった。

³³ 大島信三「朝日新聞よ、中川農水相と慰安婦問題をもてあそぶな」(1998年10月号)。なお、執筆者の大島信三は、当時『正論』の編集長を務めており、「編集後記」として本記事は書かれた。

³⁴ 高市早苗「教科書から『従軍慰安婦』『強制連行』という用語が減ってなぜ悪いのか」(2005年3月号)

³⁵ 山谷えり子「アメリカで『慰安婦の碑』にモノ申す」(2012年7月号)

2013年には、「河野談話」の見直しの動きを受けて「河野談話」をバッシングする記事や、5月の橋本徹大阪市長による発言に対する批判の声に反発する記事などがみられる。また、「行動する保守」派の「なでしこアクション」・「そよ風」などの女性団体が「慰安婦」像や記念碑の設置阻止運動などに取り組んでいることも紹介されている。

2014年には、対象期間において最多の78件の「慰安婦」関連記事が確認できる。これは、同年8月、朝日新聞が吉田清治証言を「誤り」とする訂正報道を行ったことにより、朝日新聞バッシングが激化したからである。8月以前には、96年3月に日本政府が国連人権委員会に提出した、クマラスワミ報告書に対する反論文書を「幻の反論書」として産経新聞が「スクープ」したとして『正論』6・7月号で大々的に扱われていた。8月以降は朝日新聞に対して攻撃する記事が、そのことを中心的に扱ったものだけでも31件にのぼる。そして、吉田証言を「虚偽」だとすることで「慰安婦」問題の強制性が全て否定されたかのような論調で、「性奴隷」を否定する勢いがますます過熱している。

3-3. 代表的論者の主張

本項では、「慰安婦」問題に対する否定的な言説の中心的担い手であり、保守系雑誌にたびたび登場している上坂冬子・秦郁彦・藤岡信勝の3名の主張を取り上げる。

上坂冬子

90年代初頭の段階から、文化人の中で「慰安婦」問題を否定する立場の代表格となったうちの一人は、作家の上坂冬子であった。上坂は、1992年2月28日に『週刊ポスト』に掲載した文章の中で次のように述べている。

第1に、従軍慰安婦問題が韓国人女性に対する人種差別であるかのように見られているのはまちがいである。(中略)

そもそも当時、韓国人従軍慰安婦などというのは存在しなかった。なぜなら韓国という国が地球上に存在しなかったからだ。韓国人従軍慰安婦問題というのは言葉としてまちがっている。正しくは、元日本人従軍慰安婦問題というべきだ。(上坂1992: 216)

鈴木裕子が「驚きを通り越してあきれ」(鈴木1993: 227)たと評しているように、乱暴な議論が展開され、さらに「[「慰安婦」被害者の女性が] いまごろになって大騒ぎするのは、日本の経済を当て込んでのことであろうか」、「ある種の人々が、今また彼女ら[「慰安婦」被害者]に意図をこめて提訴をヤラセ、この問題をダシにして特定の世直しをもくろんでいるとしたら、その発想こそ糾弾されるべき」(上坂1992: 218)といったように、「金欲しさ」に名乗り出た被害者、その裏で被害者を操る支援者という怪しげなイメージが語られる。

『週刊ポスト』におけるこの上坂の発言は、様々な反応を呼び、投書や電話で意見が寄せられたという。『週刊ポスト』は翌週から3週にわたって連続してこの問題を扱った。

翌週の3月6日号では、上坂と韓日女性親善協会の朴貞子会長(当時)が対談を行った。上坂は、あの時代には兵隊さんのために文字通り身を挺した人もあったかも知れないし、中には金銭的理由からその道を選んだ人もあるかもしれない」として「慰安婦」を本人の

「自由意思」に結び付けている。さらに、「ああいう悪い時代に最低限の治安や秩序を維持するために慰安婦は必要悪だったと思いませんか」、「この問題は誰が悪いわけでもなく、強いていえば戦争ビジネスの一環として派生したことだったとはいえませんか」と述べてむしろ「慰安婦」制度に対して肯定的な評価をしている（上坂・朴 1992 : 60）。

続く3月13日号では、『従軍慰安婦』報道論争『私はいこう考える』と題し、『週刊ポスト』編集部に寄せられた「100 通近い投書³⁶」の中から、その一部と、伊東秀子社会党衆院議員（当時）・戸塚新也自民党衆院議員（当時）、千田夏光などの「各界の方々の意見」が掲載された。問題の発端や戦争責任についての様々な意見がみられ、上坂に対する批判もある一方、軍隊経験者や戦争経験者の読者からは、「慰安所」を正当化する主張や、日本人も戦争で辛苦を味わったが補償はされていないという観点から、他国への補償を拒否する主張もなされている（伊東・戸塚・千田他 1992）。

3月20日号では、この時までには200通を超える投書が編集部が届いたことが明らかにされ、前週に引き続き読者の声の紹介がなされている。被害者の痛みに共感し、上坂を批判する声もあるが、戦争経験者と思われる読者の幾人かは、「慰安婦」の「報酬は破格」だった、親が子どもを売っただけだ、と主張している（週刊ポスト 1992）。

概して、上坂冬子は、日本の植民地支配の不法性を認めず、「慰安婦」問題に関する国家の責任を否定している。このような上坂の主張に対しては、第4章で述べるように鈴木裕子が当初から批判を行っている。筆者は鈴木批判の的確であると考えている。だが、『週刊ポスト』での「論争」からうかがえるのは、90年代初頭の段階で上坂の主張に賛同する声が少なからずあったということである。

秦郁彦

前述したように、秦郁彦は、1992年6月号の『正論』の「従軍慰安婦たちの春秋」で吉田清治の証言を「検証」し、信頼性を否定した。同年9月には、『諸君』の記事で、名乗り出た韓国人「慰安婦」被害者の証言に対しても、信ぴょう性や「強制連行」の存在に疑問を呈している（秦 1992b）。

1996年8月には、上坂冬子との対談で、同年1月に国連人権委員会に提出された「クマラスワミ報告書」に対して「抗議」したことを語っており、また「慰安婦」問題は政府と反体制的な運動体との間の国内問題」としている（上坂・秦 1996）。

同年12月に『諸君』に掲載された記事では、秦は「慰安婦は民間人の業者が『商行為』としての売春を目的に、私的な契約で雇用していた女性たちが大部分」とし「彼女たちの性サービスを利用した日本軍（国）は、その実態を知る立場になく、法的責任に結びつくものではない」と「慰安婦=公娼」論をはっきりと主張している（秦 1996 : 55）。また第二次大戦の主要参戦国の軍隊の性政策を「自由恋愛」型、「慰安所」型、「レイプ型」の3つに分けて国際比較を行ったうえで、ふたたび「慰安婦」被害者の証言について、証言の揺れや細かい箇所疑義を差し挟み、証言の信頼性に打撃を与えようとする。その際、「戦後はやみドル商売、アヘンの密輸などもやったと書いているくらいの女性だから、証言の信頼性は低いと考えてよい」、「もっとも、彼女たちが娼婦ないし慰安婦に落ち込んだ事情

³⁶ このうち60%は上坂の意見に賛同し、韓国側の対応を批判する立場、30%が上坂を批判し日本側の謝罪・補償を要求する立場、10%が日韓双方に落ち度があったという立場であったという（伊東・戸塚・千田他 1992 : 196）。

を正直に答えてくれるのを、期待する方が無理なのかもしれない」などといった、被害者に対する露骨な差別観・不信が述べられている（秦 1996：57-69）。この年、「つくる会」が旗揚げされると、秦はその賛同者に名を連ね、「つくる会」の理論的支柱となった。

1999年2月には、秦は自身が資料委員会の一員として参加した「アジア女性基金」について非難する記事を書いており、その中で自身の主張が八項目にまとめられている。そこには、現在も続く秦の主張が簡潔に示されている。

1. 慰安所には軍属用と軍民共用の二種があった。
2. 軍専用慰安所にいた慰安婦の総数は一万数千人。
3. 慰安婦の民族別では内地人（日本人）が最多。
4. 戦地慰安所の生活条件は平時の遊廓と同レベルだった。
5. 慰安婦の九五%以上が生還した。
6. 軍を含む官憲の組織的な〈強制連行〉はなかった。
7. 主要各国の軍隊における性事情は第二次大戦時の日本軍と相似している。
8. 慰安婦たちへの生活援護は、他の戦争犠牲者より手厚い。（秦 1999：179）

秦は「慰安婦」問題に対して否定的な主張を続け、2001年3月には前年の「女性国際戦犯法廷」を傍聴した「見聞記」の中で、法廷のことを「教祖を迎えた新興宗教のイベントさながらの熱狂ぶり」、「カンガルー裁判」などと揶揄している（秦 2001：98-99）。「女性国際戦犯法廷」を扱ったNHK番組「問われる戦時性暴力」の改竄事件で、放映直前になって急きょコメント収録の要請を受けたのも彼であった³⁷。

その後も秦は、2007年のアメリカ下院での「慰安婦」決議や2013年5月の橋本徹大阪市長の発言などを受けて自身の主張を述べているが、『強制連行』は無かった、慰安所での生活は悪くなかった、商行為だった、他国の軍隊も同じようなものだ、といった基本的な認識が繰り返されている。被害者の証言に「検証」と称して疑惑を提示することも何度も行われている。

藤岡信勝

1996年に始まる「慰安婦」の教科書記述の削除を要求する運動において、「自由主義史観」を標榜する勢力はその先陣を切った。その中心的人物が教育学を専門とする藤岡信勝である。藤岡は、1994年4月から雑誌『社会科教育』に「近現代史の授業改革」の連載を開始した。1995年初めには「自由主義史観研究会」を旗揚げし、2月に会報創刊号を発行した。「自由主義史観研究会」は同年4月以降、セミナーや研究会を組織し、活動を活発化させ、9月には同会の機関誌『「近現代史」の授業改革』を創刊する。この段階では、「教育関係の出版社である明治図書が主たる媒体であり、いうならば、教育関係者を中心としながら歴史研究者などが『注目』したにすぎなかった」（波田 1997：38）といわれる。

1996年6月27日に97年度中学校社会科教科書のすべてに「慰安婦」に関して記述されたことが公表されると、7月20日、「自由主義史観研究会」は、教科書からの「慰安婦」

³⁷ NHKからコメント収録の要請を受けた経緯は、2005年の朝日の「政治介入」報道の後に書かれた記事に書かれている（秦 2005）。

記述削除要求など歴史教科書批判を全国規模で展開することを決定し、96年8月付で緊急アピール「中学校教科書から『従軍慰安婦』の記述の削除を要求する」を公表した。この96年夏以降の「慰安婦」記述削除運動を始めるまで、藤岡は「慰安婦」問題についてはほとんど論じていなかった。しかし、この時期以降、「慰安婦」問題に対して否定的な主張を展開するようになる。

藤岡の主張は、96年10月に『諸君』に掲載された記事に凝縮されている。この記事において、藤岡は中学校教科書から「慰安婦」記述を削除すべき理由として、①「従軍慰安婦」という言葉が戦前には存在しなかった、②「慰安婦」は「強制連行」された「性奴隷」ではなく商行為をしていた、③「強制連行」の「もっとも有力な証拠」である吉田清治証言は虚構であり、これに基づいて「強制連行」があったかのように教えることは「とんでもない誤り」である、④「慰安婦」を教科書に載せるのは「日本人だけを貶める」「ダブルスタンダード」の教育で、「アンフェア極まりない」、⑤「人間の暗部を早熟的に暴いて見せても特に得るところはな」く「日本人が他国民に比べ世界でもまれな好色・淫乱・愚劣な国民であると教えること」は「子供の人格を崩壊させる」、という5点を挙げている（藤岡1996）。

つまり、90年代初期から繰り返されてきた、狭義の「強制連行」の根拠を吉田証言に求め、それを否定することで日本の国家としての責任を否定するやり方で、また「慰安婦＝公娼」という見方が示されている。それは例えば、「慰安婦たちは業者に伴われて戦地に働きに来たのであり、彼女らは『プロステティュート』（売春婦）とよばれるべき存在だった」、「戦地の部隊をお客とする娼婦が公娼制度の一環に位置することは言うまでもない」、「いわば独占的な事業であるから、慰安婦の収入は高かった」という表現で表される（藤岡1996：60）。

さらに、国家の責任を否定するために独自の「文部省食堂論」が展開される。藤岡は、軍と慰安所の関係を、「文部省当局」と「文部省の庁舎の建物の中にある、民間業者が経営する食堂」との関係と「同じ」だとする。つまり文部省は建物を提供し水道・光熱などの使用の便宜を与えて「食堂に『関与』しているが、かといってこの食堂を文部省が『経営』していると誤解する人はいない」と述べる（藤岡1996：60）。これに関しては、吉見義明による的確な批判がある³⁸が、そのような反論にも関わらず、この「文部省食堂論」も「慰安婦」問題否定論者によって、その後も時折持ちだされている。

その後も藤岡は、2007年のアメリカ下院での「慰安婦」決議や、2015年の欧米の日本研究者による「慰安婦」問題に関する声明などを非難し、自身の主張を述べているが、「慰安婦」の強制性を否定し「慰安婦＝公娼」とする見方は、変わっていないようである。

3-4. 小括

以上の分析から、次のようなことがわかる。

まず、保守系雑誌において「慰安婦」問題に関して否定的な記事が登場するのは、1992年1月に日本政府が「慰安婦」問題への軍の関与を認めて以降のことである。これは、「慰安婦」問題を否定したい勢力にとって、それまでは政府自体が国家の関与を認めていなかったため特に関心を呼ばなかったが、政府が多少なりとも当時の軍の責任を認めざるをえなくなったことで、状況に変化が生じたためであろう。この初期の段階から、吉田清治証

³⁸ 吉見1997a

言を狭義の強制性の最も有力な「根拠」とみなし、それを否定しようとする言説も存在した。しかし、90年代前半において「慰安婦」問題に対する関心は、総じてそれほど高くはなかった。状況が変化するきっかけは、1996年6月、次年度の中学校教科書全てに「慰安婦」記述がされたことが報道されたことである。保守系雑誌における「慰安婦」問題に関する否定的な記事は増加し、同年末に創設された「つくる会」に関わった人々の執筆も目立つ。

その後も、保守系雑誌において「慰安婦」問題に対する日本の国家責任を否定する基本的な姿勢は維持され、2000年の「女性国際戦犯法廷」やNHK番組改竄事件、後者における「政治介入」の暴露などの個別具体的な出来事のたびに「慰安婦」問題の解決を求める動きに対する反発は続いた。

2007年には、アメリカ下院の「慰安婦」決議をめぐってその話題を扱った記事が増加する。「同盟国」から突き付けられた決議は、「慰安婦」問題に関する日本政府の責任を否定する勢力によって大きな衝撃を与えたようである。実は、同様の決議案は1997年7月に初めて下院に提出され、その後廃案と再提出を繰り返していたが、2007年以前にこのことについて報じた記事は見当たらない。また、同年にはオランダ下院・カナダ下院・欧州議会本会議で、翌年には韓国国会・台湾立法院で同様の決議が行われているが、それらよりも圧倒的にアメリカでの決議が注目されている。

その後、民主党政権下で「慰安婦」問題を扱った記事は減少するが、2011年の韓国の憲法裁判所の「違憲」判決以降、「慰安婦」問題に対する韓国政府の姿勢の変化もあり、解決を目指す動きへの反発が強く示されるようになる。2012年末に発足した第二次安倍晋三政権の下では、「河野談話」の見直しなど再び「慰安婦」の強制性に焦点が当てられ、強制の概念を限定して国家の責任を否定する動きが強まった。90年代から朝日新聞の「慰安婦」問題報道はしばしばバッシングされていたが、2014年8月に朝日新聞が吉田証言を取り消し謝罪したことで、その勢いは過熱し、「慰安婦」の強制性がすべて否定されたかのような論調がみられるようになっている。

4. 第3章のまとめ

日本政府は、90年代初頭に「慰安婦」問題が提起された当初から、「民間業者が連れ歩いたもの」などとして国家の責任を否定する姿勢を取っていた。当時の公文書等の発掘により1992年1月以降、「慰安婦」制度への国家の関与を認めざるをえなくなって以降も、補償問題は、サンフランシスコ講和条約および日韓請求権協定等の二カ国間協定により法的には「全て解決済み」との立場を固持して国家補償を一貫して拒否してきた。そして「法的責任」は認めないが「道義的責任」から「アジア女性基金」による「見舞金」で政治的決着を図ろうとした。

また、国会議員から成る組織の勉強会などで、十五年戦争時の日本の加害行為について学ぶことを「自虐的」と非難し、「慰安婦」問題の強制性を否定して「慰安婦＝公娼」と見なす認識が、右派の国会議員の間で共有されていった。90年代半ば以降の「慰安婦」の教科書記述削除要求運動は、こういった政治家との親和性が高いものだった。また、特に2000年代後半以降、政治家による「慰安婦」の強制性の否定や「慰安婦」を「商行為」とする発言が再び相次いだ。

保守系雑誌において「慰安婦」問題に関して否定的な記事が登場するのは、1992年1月に日本政府が「慰安婦」問題への軍の関与を認めて以降のことである。90年代半ば以降、「慰安婦」問題に否定的な記事が増加し、近年も個別の出来事に即して「慰安婦」問題への日本政府の責任を否定する言説がみられる。

さて、以上のような「慰安婦」問題に対する日本政府の責任を否定する立場に共通してみられる特徴として、次のものが挙げられる。

- ①「慰安婦」問題で重要な点は「強制連行」の有無であり、「奴隷狩り」のような「強制連行」のみを問題とする
- ②「慰安婦」は自らの意思で「商行為」を行った「売春婦」であり、補償の対象ではない（「慰安婦＝公娼」論）
- ③被害者の証言は信用できない

①の観点から、1992年ごろから実証的な歴史研究者は誰も吉田証言に依拠していないにもかかわらず、吉田証言の虚偽性がしつこく槍玉にあげられ、②の観点から民間の売春業者や人身売買に加担した被害者の家族に責任を帰す主張が繰り返されている。③の観点からは被害者の証言を無視して議論がなされ、また被害者やその支援者は「反日」的で怪しげな人々というイメージが繰り返される。

また、その他にたびたびみられる言説は、現在の「尺度」で戦時の行為を糾弾するなどという主張である（保坂1996：64など）。また、少数派だが慰安所の存在そのものを否定するあるいは数を少なく見る言説もある³⁹

第4章 「慰安婦＝公娼」論への反論

1. 「慰安婦」の処女性を重視する立場の言説

「慰安婦」問題をめぐり韓国で「処女か売春婦か」「強制か自由意思か」という基準によって被害者を二分する家父長制のイデオロギーを色濃く反映した認識が強いことに対し、山下英愛の指摘があることは、序論で述べたとおりである。「強制」の有無については、当初から運動体の中で強く意識されていた。韓国挺身隊問題対策協議会（挺隊協）⁴⁰の主催で始まり、各国の市民団体が結集して開催されてきた「アジア連帯会議」の正式名称は、第1回⁴¹が『慰安婦』問題解決のためのアジア連帯会議であった。この時に「強制『従軍慰安婦』」の呼称が決められ、第2回会議⁴²の名称は「強制『従軍慰安婦』問題アジア連

³⁹ 「第五師団に所属した兵士の集まりである戦友会の証言を確かめていくと、慰安所はほとんどの地で見ることにはなかったという」（保坂1996：68）、ニューギニアに『慰安婦』は一人もいなかった」（田辺1999：285）など。

⁴⁰ 1990年11月16日、「慰安婦」問題の提起に大きな役割を果たしてきた韓国の37の女性団体によって結成された。以降、韓国において「慰安婦」問題解決運動や被害者支援の中心的役割を担ってきた

⁴¹ 1992年8月、ソウルで開催。

⁴² 1994年3月、東京で開催。1995年2月の第3回以降は「日本軍『慰安婦』問題アジア連帯

帯会議」とされた。

山下が指摘するように、「処女」と「売春婦」を二分し、前者の「無垢な被害者」像を強調する言説は、日本の運動体や市民の間にもみられたようである。藤目ゆきは次のように述べている。

他ならぬ日本人が「日本女性は自分から進んで兵士の相手をした売春婦だが、アジアの女性は暴力で強制された無垢な少女たちだ」と戦後補償の必要性を訴える場面はこの十年の間日本各地で見られたことである。(藤目 2001b : 57)

日本において研究者の立場から、「慰安婦」の処女性を重視する議論を展開しているのが、「からゆきさん」研究を行ってきた倉橋正直である。ここでは、彼の著書『従軍慰安婦問題の歴史的研究』(共栄書房、1994年)に沿って彼の主張をみていくことにする。倉橋によれば、この著書の目的は、「からゆきさん」研究から得られた蓄積を用いて「慰安婦」問題を「歴史的に検討する」ことであるという(倉橋 1994 : 5)。彼は、「慰安婦」には二つのタイプ、すなわち「売春婦型」と「性的奴隷型」があったとする。「からゆきさん」から続く1930年代までは民間が主導する「売春婦型」であったが、日中戦争の時期になると「慰安婦」は極端な量的拡大をし、朝鮮人女性の比率が圧倒的に高くなり、日中戦争の中期から敗戦までは「性的奴隷型」であったとされる(倉橋 1994 : 51-66)。「売春婦型」と「性的奴隷型」の違いは、連行のされ方で決まり、前者は「本人の同意の上で」「経済の論理」が働いていたのに対し後者は「強制連行」という方法で非人道的に行われたという点である。そして、「性的奴隷型」に比べて「売春婦型」のほうが「まし」だったとされる。

朝鮮人女性は、むき出しの暴力によって故郷の朝鮮から戦地へ「強制連行」され、無理やり日本軍の将兵の買春行為の相手をさせられた。そこには、すでに経済の論理は機能していなかった。具体的にいえば、もはや彼女たちには買春行為の代価も支払われていなかった!

事実上、彼女たちの人格や人権は一切、認められず、ただ、ひたすら、兵士たちのセックスの相手をするを強要された。(倉橋 1994 : 67)

菊地夏野が的確に指摘する(菊地 2003b : 179-182)ように、ここでは、「性的奴隷」の悲惨さを強調するために「売春婦」という表象が用いられており、結局は「商行為であれば問題はない」とする「慰安婦=公娼」論の背景にある娼婦差別、女性を二分化する枠組みにとらわれたままである。

2. 公娼制度と「慰安婦」制度の断絶を重視する立場の言説

2-1. 吉見義明の見解

初期の段階における吉見の見解が述べられているのは、彼の代表的著作『従軍慰安婦』(岩波新書、1995年)においてである。本書において、吉見は公娼制度について「まさに人身売買、性の売買と自由拘束を内容とする事実上の性的奴隷制度」であったとする(吉

会議」に改められ、現在に至る。

なのか、逆転なのかという問題があります。(吉見 2002 : 6-7)

ここでは、明確に「戦時」と「平時」という区別が行われ、戦時に軍隊が主体的に制度の創設・維持に関わった「慰安婦」制度の特殊性が主張されている。

2-2. 上杉聡の見解

次に、吉見自身も自らと同じ立場と位置付けている上杉聡の言説についてみていく。上杉は、「アジア・太平洋地域の戦争犠牲者に思いを馳せ、心に刻む会」のメンバー(1986年から1995年まで事務局長)として80年代からアジアの被害者と向き合う市民運動に取り組み、「慰安婦」問題に関しては小林よしのりとの裁判闘争など、吉見義明とともに「慰安婦=公娼」論への反論を行った。上杉は、近代公娼制度について、①娼妓が警察で登録をする、②1900年の「娼妓取締規則」によって、「形の上」のみであるが廃業の自由が規定されたという二点を重視し、「慰安婦」制度は、そのような登録は一切なく、当時の娼妓規則にすら違反していたことを述べる(上杉 1997b : 136-137)。そして、「慰安婦」制度は「通常の公娼制度のレベルではない」「最低最悪のもの」であったとする(上杉 1997b : 137)。

このような上杉の認識は、公娼制度と比較して「慰安婦」制度をより悪質だとする吉見の言説と同様のものである。

また、「慰安婦」にさせられた女性について「売春婦」か「素人」かという点から、時期ごとに区分を行っている。すなわち、「女性たちへの苛酷な処置は、一九三二年に上海に初めて慰安所が設置されて以来一九四五年の廃止までの間で、後期になればなるだけ激しさが増して」とし、1932年から1937年までが「第一段階」、1938年から1941年までが「第二段階」、1942年から1945年までが「第三段階」とされる(上杉 1997a : 225)。「第一段階」では、慰安所の総数は少なく、女性たちの多くは「それまでの水商売経験者で足りた」が、「第二段階」は「全く素人の女性の徴集が増えてゆく過程」であり、「第三段階」は「戦線の拡大とともに大量の未成年女性が連行される時代」であったと規定される(上杉 1997a : 226)。このように女性を二分化するやり方は、前節の倉橋正直の見解と類似している。

2-3. 「強制」および「慰安婦」の違法性

吉見の議論においては、「強制」の概念および「当時の国際法に違反した」ことが「慰安婦」に対する国家責任の存在を規定する重要な根拠として登場する。ここで、このような彼の見解について、広く一般になされてきた議論の傾向とともに整理しておきたい。「慰安婦」問題が韓国で提起された当初から、「挺身隊」問題と呼ばれていたことにも表れているように、日本政府による徴集、「強制連行」の有無が注目される傾向があった。1992年7月6日に公表された日本政府の第1次調査結果においては、軍の関与が公式に認められたものの、強制連行を立証する資料は発見されなかったとされた。この第一次調査の直後、「慰安婦」問題の解決に取り組む日本の運動体「日本の戦後責任をハッキリさせる会」は7月21日に緊急集会を開催したが、運動関係者たちが、「政府が強制連行を認めなかったことに苛立っていた」ことが指摘されている(木下 2013 : 59)。同月31日には韓国政府が『日帝下軍隊慰安婦実態調査中間報告書』を発表し、韓国国内での調査の結果「慰安婦」

の募集などで威圧的な雰囲気による方法や事実上の動員があったと指摘し、「強制連行を裏付ける資料はなかった」とする日本政府の調査を批判し追加調査を要求した。

吉見義明は、当時日本が加入していた「醜業を行わしむる為の婦女売買禁止に関する国際条約」の第二条に「何人たるを問わず他人の情欲を満足せしむる為、就業を目的として、詐欺に依り、又は暴行、脅迫、権力濫用その他一切の強制手段を以て、成年の婦女を勧誘し、誘引し、又は拐去したる者は罰せられる」と規定されていることを指摘し(吉見 1995a: 164-165)、詐欺などを含めた「広義の強制」を問うべきだとした。また、挺身隊と挺身隊研究会⁴³が 1993 年に刊行した『証言——強制連行された朝鮮人軍慰安婦たち』においては、吉見の解釈に倣い、詐欺や売買などによる連行の場合も「自分の意思に反して暴力によって慰安を強要された⁴⁴」ため、「『連行』と『慰安』を含める軍慰安婦の動員は全体的に暴力による強制動員だった⁴⁵」としている。

1993 年 8 月 4 日、日本政府による第 2 次調査結果と「河野談話」が発表され、慰安所での生活が「強制的な状況」の下に置かれていたこと、募集・移送・管理等が甘言・強圧等により「総じて本人たちの意思に反して」行われたことが認められた。この「河野談話」においては、「広義の強制」の存在を認め、責任主体があいまいな部分はあるが、国家の責任への認識が多少なりとも示されていたといえよう。

しかし、1996 年頃から「慰安婦」問題の記述を教科書から削除するよう求める運動が高まる中で、「強制連行」の定義を官憲による「奴隷狩り」のような連行という「狭義」の意味に限定して国家の責任を否定する声が高まった。このような動きに対し、吉見は「問題を矮小化することになる」と批判し(吉見 1997b: 74)、また徴募時点において官憲が直接手を下していなくても、それは「中心的な問題ではない」として「慰安婦」制度を軍が作り、監督・統制していたという事実をもって国家の責任が問われるべきだとする(吉見 1996a: 45)。また、募集の際の詳細にのみ着目するのではなく、「慰安所での強制」が「もっとも重要」だとして、慰安所における女性たちの奴隷的状态に着目すべきだと述べている(吉見 1997b: 74-75)。

国際法の違反については、吉見は、「慰安婦」制度は前述の「醜業を行わしむる為の婦女売買禁止に関する国際条約」を含めた婦人・児童の売買を禁止する国際条約⁴⁶、「強制労働に関する条約」、慣習国際法としての奴隷制の廃止、「陸戦の法規慣例に関する条約(ハーグ条約)」、人道に対する罪、の全てに違反したと整理している(吉見 1995a: 163-174)。特に婦人・児童の売買禁止条約に関しては、第一条で未成年(21 歳未満)の女性の場合本人の承諾の有無にかかわらず売春への従事が全面的に禁止されていることを重視し、当時の日本政府は植民地を適用除外としていたものの、ICJ 報告書や国際法学者阿部浩己の研究を参照して、植民地から移送された女性には条約が適用されないという解釈は成立しな

⁴³ 1990 年 7 月 10 日、韓国で「慰安婦」問題の提起に関わってきた人々によって結成された(現在は「挺身隊研究所」)。

⁴⁴ 韓国挺身隊問題対策協議会・挺身隊研究会, 1993, 『証言——強制連行された朝鮮人軍慰安婦たち』明石書店、p.27

⁴⁵ 同上、p.27

⁴⁶ 当時日本が加入していた条約として、A「醜業を行わしむる為の婦女売買取締に関する国際協定」(1904 年)、B「醜業を行わしむる為の婦女売買禁止に関する国際条約」(1910 年)、C「婦人及児童の売買禁止に関する国際条約」(1921 年)、D「成年婦女子の売買の禁止に関する国際条約」(1933 年)の 4 つが挙げられている。日本は 1925 年、A・B・C に加入したが、D は批准しなかった。(吉見 1995a: 164)

いと結論付けている（吉見 1995a : 163-169）。

また、吉見は刑法の規定についても言及している。戦前の刑法 226 条に「帝国外に移送する目的を以て人を略取または誘拐したる者は二年以上の有期懲役に処す」等とあり、①略取すなわち暴力を伴う拉致、②誘拐すなわち詐欺や甘言による連行、③人身売買、④被拐取者／被買者を国外へ移送する場合、の四つの罪の類型が定められている（吉見 2007 : 62）。さらに 224 条には、未成年者を略取または誘拐したものは三年以上五年以下の懲役に処すとの規定があり、戦前の刑法は植民地であった朝鮮・台湾でも施行されたことが指摘されている（吉見 1998 : 9）。このように、国内の刑法においても当時から「広義の強制」が犯罪とされていたことが示されている。

2-4. 近年の動き

2007 年の 1 月 31 日にはアメリカ下院に「慰安婦」決議案が提出され、7 月 30 日に採決された。このような動きに対し、日本国内では前年に発足した第一次安倍晋三政権の下で、3 月には安倍首相（当時）が「強制性はなかった」と発言するなど再び「慰安婦」の強制をめぐる議論が再燃した。また、2011 年 8 月、韓国の憲法裁判所による決定を受けて韓国政府が「慰安婦」問題の解決を強く働きかけるようになると、これに「慰安婦」問題に否定的な勢力は反発を強めた。2012 年には橋本徹大阪市長や石原慎太郎都知事の強制の否定の発言などが続き、同年末に誕生した第二次安倍晋三政権の下で、「河野談話」見直しなどの動きが高まった。

このように、近年、「慰安婦」の強制を否定する言説が再び数多く聞かれる状況の中で、吉見義明をはじめとする、公娼制度と「慰安婦」制度の差異を重視する立場の人々も、再び「慰安婦」の性奴隷状態を強調することによって反論している。最近では、そこに裁判闘争という具体的な一面も加わった。

2012 年 8 月 21 日、橋本徹大阪市長は、記者会見で「慰安婦」問題について「軍・官憲による暴行・脅迫を用いた連行」がなければ、日本国家に責任はなく、またそのような連行の証拠はないと発言した。さらに 8 月 24 日、吉見義明について吉見もこのような「強制連行という事実」というところまでは認められない」と言っている、と発言した。吉見は、これを「まったく根拠のない発言」として 10 月 23 日に大阪市役所に出向き、発言の撤回と謝罪を要求したが、橋下は面会しなかったという（吉見 2013 : 44）。その後、10 月 29 日付で届いた手紙には、西岡力が『Will』（2012 年 10 月号）において、1997 年の「朝まで生テレビ」で「朝鮮半島で権力による慰安婦の強制連行はあったか」と聞いたところ吉見が「証明されていない」と答えたことに基づいている、という内容だった⁴⁷（吉見 2013 : 44）。

2013 年 5 月 13 日、橋下市長は「慰安婦制度が必要なのは誰だってわかる」、在沖縄のアメリカ軍司令官に「もっと風俗業を活用してほしい」と述べて内外の批判を浴び、27 日に釈明の記者会見を行った。この会見において、日本維新の会の桜内文城衆議院議員が「吉見さんという方の本」は「既に捏造であるということが、いろんな証拠によって明らかとされており」と発言した。これに対し、吉見義明は「自分の本が捏造だと、公開の場でこれだけははっきりといわれれば、黙っているわけにはいかない」（吉見 2014 : 219-220）

⁴⁷ 吉見は、2013 年 6 月 4 日、五名の弁護士とともに再度大阪市役所を訪れ、公開質問状を提出し、7 月 29 日には第二次質問状を提出した（吉見 2013 : 44、吉見 2014 : 218）。

として桜内議員に発言の撤回と謝罪を要求したが、発言における「これ」は「sex slavery」を指すので名誉棄損にはあたらず撤回も謝罪もしない、との返答であったため、7月26日、吉見は裁判を提起し、現在係争中である（YOSHIMI 裁判）。

このような状況の中で、吉見に賛同する立場から「慰安婦」問題を論じているのが、VAWW-NET Japan の後継団体である VAWW-RAC である。その中でも、日本近現代史を専門とする小野沢あかねは、特に「慰安婦」と公娼の関係について論じている。小野沢は、「暴力や詐欺的手段で集められ、やめる自由のなかった女性たちは、一応廃業の権利を明記した娼妓取締規則のもとにあった公娼制度下の女性たちの境遇とは異なっている⁴⁸」（小野沢 2013a : 48）とする。つまり、「慰安婦」問題と「公娼制度ないしは平時の売買春」は区別されるべきだが、「前者が後者から女性を集めるケースのあったこともまた事実」として、特に日本人「慰安婦」に多くみられたそのようなケースについて記述している。小野沢は、公娼制度の非人道性は当時の国際社会の人権認識においても批判されるべきものであり、日本人「慰安婦」について「彼女たちがたとえ多額の金を儲け、『楽しかった』と言っていたとしても、廃業の自由なく働かせることは許されることではない」と述べている（小野沢 2013a）。そこで用いられる尺度は、吉見同様、当時の国際法や人権感覚である。日本人「慰安婦」については、VAWW-RAC の日本人「慰安婦」プロジェクトチームが 2011 年秋から調査・研究を行っているが、このような動きは「慰安婦＝公娼」論が未だに日本社会に根強く、それに対して公娼制度下に置かれていた女性たちがどのように「慰安婦」に徴集されたかを解明し、「問題の全体像を構築していく」ためだという（小野沢 2013b）。

一方、YOSHIMI 裁判において、裁判の中で、桜内議員側は当初の主張を維持しつつ、この裁判を『「慰安婦＝性奴隷」捏造についての裁判』と位置づけ、吉見が「慰安婦＝性奴隷」という「虚構を捏造」し、「世界中にまき散らした」としている。このようにして『「慰安婦」は性奴隷といえるか、ということ』が裁判のもう一つの争点となっている（吉見 2014 : 220）。このような動きの中、吉見も執筆に加わり、2014 年には「慰安婦」の強制や性奴隷状態について解説したブックレットが刊行された（日本軍「慰安婦」問題 web サイト制作委員会編 2014）。同年 10 月 26 日、日本軍「慰安婦」問題 web サイト制作委員会はシンポジウム「性奴隷制とは何か」を東京で開催し、吉見・小野沢らが報告を行った。このシンポジウムは、タイトルにもあるように「性奴隷」について戦前の公娼制度、国際法における軍性奴隷制度、現代日本の人身取引問題の 3 つの視点から論じたものであった（日本軍「慰安婦」問題 web サイト制作委員会編 2015）。

このように近年、政治的な動きに対する批判として、「性奴隷」を焦点として「慰安婦」の強制性を再び強調する動きが強まっている。

3. 公娼制度と「慰安婦」制度の連続性を重視する立場の言説

本節では、鈴木裕子、宋連玉、藤目ゆきなどの女性史研究者らの立場、すなわち公娼制度と「慰安婦」制度の共通性を重視し、連続したものとしてとらえる言説をみていく。

⁴⁸ 小野沢は、吉見義明の主張する、公娼制度と「慰安婦」制度はともに当時であっても許されない制度であったが、区別すべきだとする主張に対し、これに「同意する」と述べている（小野沢 2013a : 61）。

3-1. 鈴木裕子の見解

鈴木裕子は、「慰安婦」問題が韓国で提起された当初からこの問題に関心を持ち、尹貞玉など韓国の女性史・女性学の研究者や運動団体との交流を続けてきた。鈴木は、性的搾取を日本国家から受けたという点では、「日本と朝鮮の従軍慰安婦は同列の位置にある」とし、日本人「慰安婦」の多くが「売春婦」出身であったことで「わたくしたち女自身の側」に「偏見」があったのではないかという反省にたち、「彼女ら娼婦は、家制度と公娼制度の犠牲者」だったと捉えている（鈴木 1991：58-59、鈴木 1992：45-46）。そして女に性的隷属を強いる「このような家父長制を補完するものこそ、公娼制度であったのだ。そして皇軍におけるデフォルメされた公娼制が従軍慰安婦政策であったように思う」（鈴木 1991：60、鈴木 1992：46）と述べる。あるいは『従軍慰安婦』制度とは、まさに『皇軍』（天皇の軍隊）における公娼制度であった」（鈴木 1993：48）とする。鈴木にとって、「慰安婦」制度は、一貫して公娼制度の延長線上に捉えられている。鈴木は公娼制度と「慰安婦」制度の連続性について、公娼制度下において男性が女性を「買う」ことに「何の罪の意識も感ずることなく、実際、何の罪も与えられることなく」きたという「性的土壌」、「女性の性的自由の抑圧のシステム化、あるいは性差別文化」があったことが「慰安婦」制度の誕生につながったとみている（鈴木 1993：15-20）。

さらに、「慰安婦」制度が、日本の敗戦直後の「占領軍慰安婦⁴⁹」および現在に至る女性の性の搾取に受け継がれたことが言及されている。1945年8月18日、内務省が警保局長の名で「外国軍駐屯地における慰安施設に関する」件の通牒を発し、売春業者を集めて性的特殊慰安施設協会（RAA）を発足させた。このように日本の支配層が女の性を『人身御供』にして「自らの安全をはかろうとした」点において『従軍慰安婦』と『占領軍慰安婦』は同一線上にあった」とされる（鈴木 1992：43-44）。また、アジアへの日本人男性の「買春」ツアーの例などにみられるように「長らく日本社会で根をおろしてきた」公娼制度と家父長制の根は、現在でも断ち切れていないとし、「今、わたくしたち日本の女性が従軍慰安婦問題に取り組むことは、家父長制と買売春制度によって奪われ続けてきた自らの性と人権をわがものにするたたかいでもある」と位置づけられる（鈴木 1991：60）。

鈴木は、90年代初期のころから「慰安婦」問題を否定する勢力に対する反論を行ってきた。前章で述べたように、1992年2月末から『週刊ポスト』で上坂冬子が「慰安婦」問題について論じ始めると、上坂に対して鈴木は「他人の痛みや苦しみにたいする想像力をまったく欠いている」（鈴木 1993：98）と批判した。そして、このような「詭弁と臆説でまるめこまれた荒唐無稽な説」が一定の共感を呼ぶ状況を問題として、「わたくしたち自身の中に、歴史学習や人権学習での歪みがなかっただろうか」と自信を含めた日本社会のあり方をも問うている。

また、倉橋正直が鈴木「デフォルメされた公娼制度」という概念を用いながら「慰安婦」制度を「性的奴隷型」と「売春婦型」に分けて論じていることに対する批判も行っている。倉橋は、日本人の「慰安婦」の場合は「デフォルメされた公娼制度」で説明できるが、朝鮮人の「慰安婦」の場合は「むき出しの暴力」を用いて「強制連行」されてきたた

⁴⁹ 「占領軍慰安婦」やパンパンと呼ばれた女性たちに関しては、近年、実証的な研究が進んでいる。代表的なものに、平井和子『日本占領とジェンダー——米軍・買売春と日本女性たち』（有志舎、2014年）、茶園敏美『パンパンとは誰なのか——キャッチという占領期の性暴力とGIとの親密性』（インパクト出版会、2014年）など。

めに「デフォルメされた公娼制度」の範疇を超えていたとする（倉橋 1994）。鈴木は、倉橋の議論に対して「誤解も甚だしい」として、自分は『慰安婦』はどんな形であれ、性暴力システムの犠牲者と考えるので『慰安婦』をことさら二つのタイプに分けることに何の意味があるのだろうか」と述べ、公娼制度は「まさに女性の性的人権を徹底的に奪い取る奴隷制度」であり「国家的強姦システム」、「国家による性暴力装置」だと反論している（鈴木 1995：147-149）。

1996年、「慰安婦」の教科書記述をめぐり削除要求運動が始まると、鈴木はこのような動きに対する批判を展開した。鈴木は「自由主義史観」派による「強制連行」問題へのすりかえのトリックを指摘し、また彼らは「売春婦」蔑視意識を利用して「元『慰安婦』の女性を『売春婦』呼ばわりすることによって、彼女たちの存在をおとしめ、封殺しよう」としており、セカンド・レイプであると述べる（鈴木 1997：58）。そして、彼らに広くみられる認識は「男性神話」に基づく『買春』『強姦』容認論、「男権・家父長制社会の権化・化石」とであると指摘している（鈴木 1997：61、64）。

3-2. 宋連玉の見解

宋連玉は、「慰安婦」は公娼であったとする藤岡信勝の主張（「慰安婦＝公娼」論）と、「慰安婦」制度と公娼制は異なると主張する吉見義明の主張について、「本人が望まない行為を強要し続けたのは、『従軍慰安婦』に始まったことではない。公娼制度下の娼妓とて同じである」（宋 1997：118）として、公娼と「慰安婦」を「線引き」することに対して疑問を投げかけている。また、「慰安婦」と公娼の境界設定は、「国家の側でも政治的企みを隠すことにより国家的問責を免れるために必要である」（宋 2011：203）として、「[言葉の異同により与えられる先入観や偏見、誤解によって]引かれる境界で被害者同士が分断される」（宋 2011：207）危険性を指摘する。さらに、吉見義明のように公娼制度では市民法が適用され、慰安所では軍法が適用されたというような、違いを強調する主張に対しては、「しかし軍事的占領下におかれた朝鮮の、しかも支配者の言葉や文字に通じない、日常的な情報からも遮断されていた朝鮮人娼妓に市民法など適用されることがあったのだろうか。また日中戦争期の朝鮮が戦場ではない、ということで朝鮮において平時の市民法が適用されたといえるだろうか」（宋 2011：207）と、植民地下における、よりいっそう抑圧された状況への配慮を促している。

3-3. 藤目ゆきの見解

序論で述べたように、藤目ゆきは、「慰安婦＝公娼」論を主張する「自由主義史観」派の議論は、公娼に対する日本社会の差別意識を利用して元「慰安婦」をおとしめているため「二重に犯罪的」とであると、さらにその矛盾を次のように喝破する。

「自由主義史観」派が「慰安婦＝公娼」論をもって「慰安婦」問題における国家の責任を回避できると考えているらしいことは非常に奇妙なことである。公娼とは国家が管理している存在だから公娼なのであり、彼らは「慰安婦は公娼だ」と主張することによってまさにその管理者たる国家の責任を暴露しているのである。「慰安婦が公娼だから国に責任がない」というのは、完全な形容矛盾である。（藤目 1997b：3）

しかし実際には「慰安婦＝公娼」論で国家の責任逃れをする「奇怪な論理」が日本社会に影響をもつ理由は、国家は「民間売春業者の存在を容認しているだけ」であるかのような外観と、公娼が自由意思で「商行為」をしているという名目に支えられた「近代の公娼制度そのものの欺瞞性」と、戦後の売春防止法制定に至る公娼制度の廃棄の過程において、公娼に責任転嫁することで国家がその罪を問われぬまま責任逃れをしたという経緯であるという（藤目 1997b : 3-5）。

他方、「慰安婦＝公娼」論に対する反論である「慰安婦＝非公娼」＝非合法論に対しては、「慰安婦」よりましなものとして公娼制度が語られる問題点を指摘して「合法化された暴力たる公娼制度に対する批判を手控えるもの」であり、また廃娼運動の過大評価に陥る可能性があるとして批判されている（藤目 1997b : 8）。そして、戦地の「慰安婦」と国内の公娼との差異の強調よりも『公娼だから補償など必要ない』という公娼制度肯定論者の主張に対して徹底した公娼制度批判をもって『公娼だから国家補償が必要だ』と反撃することこそ真の反論であり、「現在の研究者が『売春婦』を侮蔑し『無垢な犠牲者』に同情するという当時も今も社会に支配的な差別的な女性観に対して、批判的視点を確立すること」が重要だとされる（藤目 1997b : 8-9）。

藤目において、公娼制度と「慰安婦」制度の関係は、「公娼制度という暴力制度の戦地における全面開花として『慰安婦』の連行があった」（藤目 1997b : 8）というように、一貫して連続するものとしてとらえられている。次の文章にもそのような見方が表れている。

…私は、日本軍「慰安婦」問題というのは、こういうふうな長い公娼制度の歴史の延長線上で考えなくてはならないと考えてきました。つまり戦争であるがゆえに特殊に起こった出来事というのではなく、戦争があり、軍隊がある、そういうところで女性たちが性的に蹂躪される、利用される、そしてまた兵士たちが安全に買春できるように国家がアレンジする、こういうふうな制度がすでにあって、それが戦争状態がだんだん激しくなっていくって、軍隊の需要が大きくなっていった時、それまで以上に凶悪な形で、女性たちを連行し、「慰安婦」にするということに繋がっていった。そういうふうに見なければならぬのではないかと思います。（藤目 2013 : 122）

また、藤目は 2000 年の「女性国際戦犯法廷」において、日本側検事団の専門家証人の一人として日本人「慰安婦」に関する証言を行った。藤目は、日本人「慰安婦」が貧困層・無産階級に属する女性たちであり、「慰安婦」問題が階級抑圧の問題でもあったことを指摘し、「軍隊『慰安婦』として受ける暴力や支配は被害者の前歴に左右されるものではない」として、「売春婦」出身と蔑視され 90 年代以降の言説空間においても不可視化されてきた日本人「慰安婦」の被害者性を主張した（藤目 2001b : 59）。

さらに、藤目は、鈴木裕子と同様、「慰安婦」問題を、現在に至る軍事的性暴力の歴史の中に位置づけている。十五年戦争の敗北後も、「軍国主義の清算が不徹底であった結果」として占領期の日本は RAA の「慰安所」をつくり、占領軍による無数の強姦事件も起こった。日米安保条約が結ばれ、「日米の軍事的紐帯によって軍事的性暴力が構造化され」、1992 年には自衛隊の海外派兵が合法化されるなど、冷戦体制下で日米の軍事的結束は増強された（藤目 2001b : 69-70）というように、軍事的性暴力の連続性が捉えられている。

3-4. その他の論者

本項では、上記 3 名以外で、フェミニズムの立場から女性の二分化に疑問を呈し、「慰安婦」の強制性を重視する言説を批判する立場の論者について補足する。

上野千鶴子

上野千鶴子は、『従軍慰安婦』を語るパラダイムの変化について、いくつかのパターンを整理している（上野 1998）。一つ目は、『民族の恥』という家父長制パラダイム（上野 1998 : 104）である。これは「女性の主体性を否定し、女性の性的人権の侵害を、家父長制下の男性同士の財産権の争いに還元する」（上野 1998 : 104-105）ものである。また、『売春』パラダイムへの言及もなされる。その担い手は「日本では保守系の女性評論家、上坂冬子や、最近では『新しい歴史教科書をつくる会』の藤岡信勝や小林よしのりら」で、『業者の関与』や『金銭の授受』を理由に、本人の『自由意思』を前提する見方だという（上野 1998 : 115-116）。

一方、このような「売春」パラダイムにある女性の「任意性」を明確に否定したのが『軍隊性奴隷制 military sexual slavery』パラダイムとされる。このパラダイムのキーワードは「女性の人権」と「性的自己決定権」であるが、「このパラダイムもまた問題を孕んでいる」（上野 1998 : 124）とされる。その理由として①「人権」は超歴史的な普遍概念ではない、②国連中心主義の問題、③「性的自己決定権」の概念は、ふたたび性労働をめぐる任意性の有無に議論を引きもどす可能性がある、という三つが挙げられている。3 つ目の理由について、「被害者の『任意性』を極力否定しなければならない、というちょうど強姦裁判の場合とよく似たディレンマに陥」（上野 1998 : 124-125）り、『軍隊性奴隷制』パラダイムは『純粋な被害者』と『不純な被害者』とのあいだに境界を持ち込む働きをする。そして『無垢な被害者』像を作りあげることによって、女性に純潔を要求する家父長制パラダイムの、それと予期せぬ共犯者になりかねない（上野 1998 : 125）という。

江原由美子

江原由美子は、『従軍慰安婦問題』を否定しようとする人々が好んで取り上げる『商行為であれば問題ではない』という主張（江原 1997 : 31）について、このような主張をする人々は『売春女性』に対する社会的偏見（江原 1997 : 32）を利用して問題を否定しようとする意図があると指摘している。しかし、「この偏見こそまさに『従軍慰安婦問題』の問題化を妨げてきた当のものであり、性暴力批判という視点からする『従軍慰安婦問題』の問題化において最も強く告発されている当のもの」（江原 1997 : 32）だとされる。

菊地夏野

菊地夏野は、社会学の分野から、「慰安婦」の表象をめぐる論争を分析している。菊地は、『慰安婦』と『公娼』との連続性をどう把握するかという対立は、『女性の主体性』をめぐるジレンマを背景に起こっているとする（菊地 2003a : 113）。そして、「慰安婦」を「売春婦」とみなす立場の論者として藤岡信勝、小林よしのり、秦郁彦の著作を取り上げ、彼らの議論において展開されているポリティクスは『売春女性』の主体的な表象を構築することによるサバイバーの証言の無効化だと述べている（菊地 2003b : 177、菊地 2010 : 226-227）。また、倉橋正直の著作について「慰安婦」を「売春婦型」と「性的奴隷

型」に区分する議論は、結局「強制連行か自由意思か」という女性を二分化する思考を共有しているとする（菊地 2003b : 179-183）。一方、公娼と「慰安婦」を別のものであるとする立場の代表的論者として吉見義明を挙げ、そのように「売春婦」と「慰安婦」の表象を対比して序列をつけることを可能にしているのは、秦や倉橋らと同様、女性の表象をめぐるポリティクスだと指摘する（菊地 2003b : 187-189, 菊地 2010 : 277-279）。さらに、公娼制と「慰安婦」制度の連続性を重視する立場の鈴木裕子の論について、そこで問題化されているのは、「女性を二分化する家父長制社会下の性規範」であり、女性の表象を分断するポリティクスにまで「批判の射程が届いている」と評価している（菊地 2003b : 189-193, 菊地 2010 : 280-281）。そして、「女性国際戦犯法廷」の判決が、「性奴隷制」を被害者の状態からではなく、加害者の行為から定義し、「性奴隷」という表象がそこからの回復と解放すなわち「転覆」のために用いられたことに、女性の表象の分断からの「希望」を見出している（菊地 2003b : 196-199, 菊地 2010 : 297-302）。

4. 第4章のまとめ

「慰安婦」問題に対する国家責任を否定する立場から唱えられた「慰安婦＝公娼」論に対する反論としてまず見られたのは、「慰安婦」は「売春婦」ではなく性的に無垢な少女が虐待を受けた、とする言説であった。このように女性を「売春婦」か「素人」かで分断する議論は、結局のところ娼婦差別観にとらわれており、「慰安婦＝公娼」論に回収されてしまう危険性があるだろう。

また、公娼制度と「慰安婦」制度はどちらも性奴隷制度であったとしながらも、両者の断絶を強調する言説がある。このような主張が『慰安婦』問題での謝罪と補償が現実的な課題となっている」（吉見 1998 : 9）という認識の下で、謝罪や補償を実現させたいという真摯な思いからなされていることはよく理解できる。「慰安婦＝公娼」論派の「自由意思」に対して「性奴隷」という誰もがその被害者性に納得するであろう表象を対置し、問題の解決を訴える。しかし、このように「慰安婦」の悪質性を強調するやり方は、「慰安婦」問題の具体的な解決を求めるといふ真摯な目的と裏腹に、逆説的に、その解決を阻む効果をも生んできたのではないだろうか。つまり、「性奴隷」という女性の表象を強調すればするほどその一方で、完全に「自由意思」で売春をした女性、という表象との分裂が起こり、そのような女性は被害者と見なされにくくなってしまふ。それは「被害者の『任意性』を極力否定しなければならない、というちょうど強姦裁判の場合とよく似たディレンマに陥」（上野 1998 : 124-125）るということであり、「主体的な売春婦」の表象に対して「『主体的でない売春婦』『売春婦』の表象を持ち出したとしても、『自由意思か強制か』の二元論が喚起され、女性の分断は埋め込まれていく」（菊地 2003a : 122）ということである。フェミニズムの立場の論者が、各々の言葉で批判してきたのは、まさにそのことであった。

終章 考察

1. 「慰安婦」問題の解決を阻むもの

本稿では、「慰安婦」と「公娼」の異同をめぐる論争について、90年代から現在までの言説を取り上げて考察を行ってきた。

日本政府は、90年代初期に「慰安婦」問題が提起された当初から、国家の責任を否定する姿勢を取っていた。1992年1月以降、「慰安婦」制度への国家の関与を認めざるをえなくなって以降も、補償問題は、サンフランシスコ講和条約および日韓請求権協定等の二カ国間協定により法的には「全て解決済み」との立場を固持して国家補償を一貫して拒否してきた。そして「法的責任」は認めないが「道義的責任」から「アジア女性基金」による「見舞金」で政治的決着を図ろうとした。

また、国会議員から成る組織の勉強会などで、十五年戦争時の日本の加害行為について学ぶことを「自虐的」と非難し、「慰安婦」問題の強制性を否定して「慰安婦＝公娼」とみなす認識が、右派の国会議員の間で共有されていった。90年代半ば以降の「慰安婦」の教科書記述削除要求運動は、こういった政治家との親和性が高いものだった。また、特に2000年代後半以降、政治家による「慰安婦」の強制性の否定や「慰安婦」を「商行為」とする発言が再び相次いだ。

保守系雑誌において「慰安婦」問題に関して否定的な記事が登場するのは、1992年1月に日本政府が「慰安婦」問題への軍の関与を認めて以降のことである。90年代半ば以降、「慰安婦」問題に否定的な記事が増加し、近年も個別の出来事に即して「慰安婦」問題への日本政府の責任を否定する言説がみられる。

このような日本政府および右派政治家・文化人・メディアに共通しているのは、当時の軍および政府の主体的な関与の下で性・民族・階級の複合的な要因から重大な人権侵害が行われたことを認めようとしないという姿勢である。そして国家の責任を否定する根拠として「女性の主体性」「自由意思」が免罪符のように繰り返し利用される。

このような動きに足して、「慰安婦」問題の解決を志向する立場から反論がなされてきた。まず見られたのは、「慰安婦」は「売春婦」ではなく性的に無垢な少女が虐待を受けた、とする言説であった。また、公娼制度と「慰安婦」制度はどちらも性奴隷制度であったとしながらも、両者の断絶を強調する言説がある。「慰安婦＝公娼」論派の「自由意思」に対して「性奴隷」という誰もがその被害者性に納得するであろう表象を対置し、問題の解決を訴える。

しかし、筆者は、このように「慰安婦」の悪質性を強調するやり方は「慰安婦」問題の具体的な解決を求めるといふ真摯な目的と裏腹に、逆説的にその解決を阻む効果をもたらしてきたと考える。つまり、「性奴隷」という女性の表象を強調すればするほどその一方で、完全に「自由意思」で売春をした女性、という表象が対置され、女性は永遠に分断され続ける。「慰安婦＝公娼」論派が土台とする「女性の主体性」に基づいて議論をしていますが、いつまでたってもその枠組みから抜け出すことはできない。

2. 展望—「慰安婦」問題の解決に向けて

では、私たちはどのようにして「女性の主体性」「自由意思」という呪縛から抜け出すことができるのだろうか。そのためには、遠回りにみえるかもしれないが、公娼制度・「慰安婦」制度・現在に続く軍隊と性暴力（あるいは「平時」の性暴力や性売買）の問題を連続性の中に位置づけ、女性が「主体性」を軸に分断されてきたことを見つめ直し自覚するこ

とから始めるべきではないだろうか。筆者は、公娼制度や現在の性暴力の問題と切り離し、「慰安婦」問題のみを解決することはできないと考える。なぜなら、「慰安婦」問題の解決のみを重視してそれだけを切り取って問題化すれば、公娼制度との異同がことさら強調されてきたように、再び女性の序列化につながりかねないからである。もちろん、裁判やデモ、政府への働きかけなど個別具体的な運動は今後も続けていく必要がある。女性の立場を分断し、分断を企む権力関係に目を向け、批判していくことは、特に研究者の立場からも積極的に取り組まれるべきではないだろうか。そして、その際に欠かせないなのが、第4章第3節で取り上げたフェミニズムの理論である。

「慰安婦」問題は決して過去の問題ではない。現在も「主体性」「自由意思」の下で女性は分断され続けている。女性を分断する圧力に抗い続けることは、「慰安婦」被害者の被害回復のためだけでなく、私たち自身のためのたたかいでもある。

【文献⁵⁰】

麻生徹男，1993，『上海より上海へ——兵站病院の産婦人科医』石風舎

「アジア・太平洋地域の戦争犠牲者に思いを馳せ、心に刻む集会」実行委員会，1997，『アジアの声第11集 私は「慰安婦」ではない——日本の侵略と性奴隷』東方出版

安倍晋三・中西輝政，2005，「慰安婦も靖国も『朝日問題』だ」『諸君』37(3)：pp.22-33

安倍晋三，2005，「私の朝日新聞批判、『News23』筑紫哲也批判」『諸君』37(4)：pp.26-34

板倉由明，1992，「検証『慰安婦狩り』 懺悔者の真贋——朝日新聞に公開質問！阿鼻叫喚の強制連行は本当にあったのか？」，『諸君』24(7)，p66-78

板倉由明，1994，「複眼的視点を持って——『慰安婦』と『南京事件』」『諸君』26(5)：pp.122-138

伊東秀子・戸塚新也・千田夏光他，1992，「本誌・上坂冬子さんの論争提起に投書殺到！第3弾『従軍慰安婦』報道論争『私はこう考える』」『週刊ポスト』24(11)：pp.196-199

上杉聰，1997a，「『慰安婦』は商行為か？——『慰安婦』問題と教育」「アジア・太平洋地域の戦争犠牲者に思いを馳せ、心に刻む集会」実行委員会，『アジアの声第11集 私は「慰安婦」ではない——日本の侵略と性奴隷』東方出版：pp.200-234

———，1997b，『脱ゴーマニズム宣言——小林よしのりの「慰安婦」問題』東方出版

———，2000，『脱戦争論——小林よしのりとの裁判を経て』東方出版

上杉千年・『諸君』編集部，1992，「警察OB大いに怒る——吉田『慰安婦狩り証言』検証・第二弾」『諸君』24(8)，p122-131

上杉千年，1995，「歴史教科書は子供達に何を教えているか——侵略・残虐の記述にみる歴史教科書」歴史・検討委員会，『大東亜戦争の総括』展転社，pp.89-103

上野千鶴子，1998，『ナショナリズムとジェンダー』青土社

———，2012，『ナショナリズムとジェンダー新版』岩波書店

江原由美子，1992，「従軍慰安婦について」『思想の科学』1992年12月号：pp.32-41

———，1997，「『従軍慰安婦問題』の教科書記載によって精神的にいじけさせられ『日本人』

⁵⁰ 『正論』・『諸君』の記事に関しては、本稿で引用あるいは言及したもののみを記した。

- とは、だれのことか？」『情況』8(3), pp.27-34
- 大島信三, 1998, 「朝日新聞よ、中川農水相と慰安婦問題をもてあそぶな」『正論』(314): pp.389-398
- 小野沢あかね, 2007, 「戦時体制下の『花柳界』——企業整備から『慰安所』へ」『日本史研究』536号: pp.59-77
- , 2013a, 「「慰安婦」問題と公娼制度」「戦争と女性への暴力」リサーチ・アクションセンター『「慰安婦」パッシングを越えて——「河野談話」と日本の責任』大月書店, pp.47-62
- , 2013b, 「「日本人慰安婦」問題の研究動向—VAWW RACの活動から」『女性史学』23号: pp.61-66.
- , 2015, 「性奴隷制をめぐる——歴史的観点から」『戦争責任研究』第84号: pp.2-11
- 鹿野政直, 2004, 『現代日本女性史—フェミニズムを軸として』有斐閣
- 上坂冬子, 1992, 「〈緊急投稿〉誰もいわないから、あえて私が書く「新聞の“従軍慰安婦”報道って、おかしくありません?」『週刊ポスト』24(9): pp.216-219
- 上坂冬子・朴貞子, 1992, 「先週号の『従軍慰安婦』報道批判で編集部に投書が殺到! こんどは上坂冬子氏が朴貞子韓日女性親善協会会長と白熱討論」『週刊ポスト』24(10): pp.58-62
- 上坂冬子・秦郁彦, 1996, 「橋本総理は誰に何を詫びるといえるのか 従軍慰安婦問題」『諸君』28(8): pp.46-54
- 川田文子, 2014, 「日本人「慰安婦」田中タミさんの証言」『週刊金曜日』1019号: pp.28-31
- 菊地夏野, 2003a, 「女性の主体を語ること——女性国際戦犯法廷によせて」『情況 第三期』4(2): pp.111-125
- , 2003b, 「性暴力と売買春の狭間から—『慰安婦』問題をめぐる表象のポリティクス」仲正昌樹編『脱構築のポリティクス』御茶の水書房
- , 2010, 『ポストコロニアリズムとジェンダー』青弓社
- 韓国挺身隊問題対策協議会・挺身隊研究会, 1993, 『証言——強制連行された朝鮮人軍慰安婦たち』明石書店
- 北原みのり・朴順梨, 2014, 『奥さまは愛国』河出書房新社
- 木下直子, 2011, 「日本人『慰安婦』被害者と出会うために」岩崎稔・陳光興・吉見俊哉編『カルチュラル・スタディーズで読み解くアジア』せりか書房, pp.108-31
- , 2013, 『「慰安婦」言説再考——日本人『慰安婦』の被害者性をめぐって』九州大学大学院比較社会文化学府2013年度博士論文.
- , 2014, 「聴きとられなかった言葉をめぐって: 日本人『慰安婦』に関するフェミニズムの議論の批判的検討」『理論と動態』(7): pp.40-56
- 金富子, 1996, 「世界女性会議報告② 『慰安婦』問題を中心に」アジア経済研究所編『第三世界の働く女性』明石書店, pp.253-261
- ラディカ・クマラスワミ, 2000, 『女性に対する暴力——国連人権委員会特別報告書』明石書店
- 倉橋耕平, 2014a, 「〈慰安婦〉と〈性奴隷〉をめぐるジャーナリズム史」大越愛子・倉橋耕平編『ジェンダーとセクシュアリティ 現代社会に育つまなざし』昭和堂, pp.87-118
- , 2014b, 「〈性奴隷〉は新聞報道にどのように登場したか——1991-92年の国内紙・英字紙を中心に——」大谷通高・村上慎司編『生存をめぐる規範——オルタナティブな秩序と関係性の生成に向けて(生存学研究センター報告21)』, 生活書院: pp.76-99

- 国際公聴会実行委員会編，1993，『アジアの声第7集 世界に問われる日本の戦後処理①「従軍慰安婦」等国際公聴会の記録』東方出版
- 倉橋正直，1994，『従軍慰安婦問題の歴史的研究』共栄書房
- 国際法律家委員会，1995，『国際法からみた「従軍慰安婦」問題』明石書店
- 小林よしのり，1997，『新・ゴーマニズム宣言 3』小学館
- ，1998a，『新・ゴーマニズム宣言 4』小学館
- ，1998b，『新・ゴーマニズム宣言 SPECIAL 戦争論』小学館
- 櫻井よしこ，1997，「密約外交の代償——慰安婦問題はなぜこじれたか」『文藝春秋』1997年4月号：pp.116-126
- 佐藤勝己『「従軍慰安婦」か『北の核』か』，1992，『諸君』24（3）：pp.100-111
- 週刊ポスト，1992，「〈論争第4段〉上坂冬子氏の『従軍慰安婦』報道批判でさらに投書殺到！
- 宮沢首相、渡辺外相よ、『この声を聞け！』『週刊ポスト』24（12）：pp.214-217
- 鈴木裕子，1991，『証言昭和史の断面 朝鮮人従軍慰安婦』岩波ブックレット
- ，1992，『従軍慰安婦・内鮮結婚——性の侵略・戦後責任を考える』未来社
- ，1993，『「従軍慰安婦」問題と性暴力』未来社
- ，1995，『女と〈戦後50年〉——女性史を拓く3』未来社
- ，鈴木裕子，1996，『「慰安婦」問題と戦後責任——女性史を拓く4』未来社
- ，1997，『戦争責任とジェンダー——「自由主義史観」と日本軍「慰安婦」問題』未来社
- 「戦争と女性への暴力」リサーチ・アクションセンター，2013，「慰安婦」バッシングを越えて——「河野談話」と日本の責任』大月書店
- 千田夏光，1973，『“声なき女”八万人の告発 従軍慰安婦』，双葉社
- 宋連玉，1994，「日本の植民地支配と国家的管理売春」『朝鮮史研究会論文集』32号：pp.37-87
- ，1997，「日本人「慰安婦」が名乗り出られないわけ」『部落解放』422号：pp.116-120
- ，1999，「フェミニズム連帯の可能性」『戦争責任研究』23号：pp.46-48
- ，2000，「公娼制度から『慰安婦』制度への歴史的展開」VAWW-NET Japan，『「慰安婦」・戦時性暴力の実態 I——日本・台湾・朝鮮編』緑風出版，pp.20-41
- ，2011，『「慰安婦」・公娼の境界と帝国の企み』『立命館言語文化研究』23（2）：pp.203-208
- 高市早苗，2005，「教科書から『従軍慰安婦』『強制連行』という用語が減ってなぜ悪いのか」『正論』（394）：pp.116-127
- 高木健一，1992，『従軍慰安婦と戦後補償』三一書房
- 高橋 史郎，1997a，「破綻した『従軍慰安婦の強制連行』説——公開された政府調査資料と『朝日』報道」『正論』（298），pp.88-98
- 高橋 史郎，1997b，「検証・中学校社会科教師用指導書——慰安婦と教科書騒動をめぐる」『正論』（299），pp.74-85
- 田中利幸，1996，「なぜ米軍は従軍慰安婦問題を無視したのか [上]・[下]」『世界』627・628号、岩波書店
- 田中利幸，2008，「国家と戦時性暴力と男性性」宮地尚子編著『性的支配と歴史——植民地主義から民族浄化まで』大月書店：pp.95-118
- 田辺敏雄，1999，「ニューギニアの元日本軍将兵に『朝日』が着せた罪」『正論』：pp.274-285
- 中村政則・三宅明正・吉見義明ほか，1997，『歴史と真実——いま日本の歴史を考える』筑摩

書房

西野瑠美子, 2000, 「日本人『慰安婦』——誰がどのように徴集されたか」VAWW-NET Japan, 『「慰安婦」・戦時性暴力の実態Ⅰ——日本・台湾・朝鮮編——日本軍性奴隷制を裁く——2000年女性国際戦犯法廷の記録 第3巻』緑風出版, pp.66-91

——, 2000, 「置き去りにされてきた日本人『慰安婦』——誰が誰によりどう移送されたか——海南島の場合」『世界』682号: pp.128-132

——, 2012, 「日本軍『慰安婦』問題を再構成する——日本人『慰安婦』とジェンダー」同時代史研究第5号: pp.70-76

西野瑠美子・小野沢あかね, 2015, 『日本人「慰安婦」——愛国心と人身売買と』現代館

日韓「女性」協同歴史教材編纂委員会, 2005, 『ジェンダーの視点からみる日韓近現代史』梨の木舎

日本軍「慰安婦」問題 web サイト制作委員会編・吉見義明他責任編集, 2014, 『Q&A「慰安婦」・強制・性労働——あなたの疑問に答えます (Fight for Justice ブックレット)』御茶の水書房

日本軍「慰安婦」問題 web サイト制作委員会編・吉見義明他, 2015, 『性奴隷とは何か——シンポジウム全記録 (Fight for Justice ブックレット2)』御茶の水書房

日本の戦争責任資料センター, 1998, 『シンポジウム ナショナリズムと「慰安婦」問題』青木書店

VAWW-NET Japan 編訳, 1998, 『戦時・性暴力をどう裁くか——国連マクドゥーガル報告書全訳』凱風社

VAWW-NET Japan, 2000a, 『加害の精神構造と戦後責任——日本軍性奴隷制を裁く——2000年女性国際戦犯法廷の記録 第2巻』緑風出版

VAWW-NET Japan, 2000b, 『「慰安婦」・戦時性暴力の実態Ⅰ——日本・台湾・朝鮮編——日本軍性奴隷制を裁く——2000年女性国際戦犯法廷の記録 第3巻』緑風出版

VAWW-NET Japan 編・西野瑠美子・金富子責任編集, 2001, 『裁かれた戦時性暴力——「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」とは何であったか』白澤社

秦郁彦, 1992a, 「従軍慰安婦たちの春秋」『正論』: pp.328-343

——, 「ドイツの従軍慰安婦問題——『慰安婦狩り』証言 検証第3弾」諸君 24(9), p.132-141

——, 1996, 「慰安婦『身の上話』を徹底検証する」『諸君』28(12): pp.54-69

——, 「天皇訪韓を中止せよ! 『アジア女性基金』に巣喰う白アリたち」『諸君』31(2): pp.178-191

——, 2001, 「カンガルー裁判『女性国際戦犯法廷』見聞記」『諸君』38(3): pp.98-110

——, 1999, 『慰安婦と戦場の性』新潮社

——, 2005, 「朝日 VS.NHK 全面戦争の逆転劇」『諸君』: pp.34-47

——, 2007, 「幻の『従軍慰安婦』を捏造した河野談話はこう直せ!」『諸君』39(5): pp.138-151

波田永美, 1997, 『『自由主義史観』の『来歴』——どこから来てどこへ行くのか』『戦争責任研究』第18号: pp.38-44

平尾弘子, 2004, 「封印された過去——元日本軍兵士が語った日本人慰安婦」『部落解放』539号: pp.84-95

人見佐知子, 2015, 『近代公娼制度の社会史的研究』日本経済評論社

- 深江誠子, 1977, 「性道徳からの解放」『女・エロス』(9) : pp.9-62
- 福井雄三, 1998, 「『従軍』慰安婦問題の講演を拒否した中学校」『正論』(312) : pp.238-346
- 藤岡信勝, 1996, 「『従軍慰安婦』を中学生に教えるな」『諸君!』28 (10) : pp.56-64
- , 1997, 「『自虐史観』の病理」文藝春秋
- 藤永壯, 1998, 「日露戦争と日本による『満洲』への公娼制度移植」『大阪産業大学産研業書八・快楽と規制——近代における娯楽の行方』 : pp.57-100
- , 2005, 「植民地公娼制度と日本軍『慰安婦』制度」早川紀代『植民地と戦争責任』吉川弘文館, pp.7-38
- , 2014, 「『失われた二〇年』の『慰安婦』論争——終わらない植民地主義」歴史学研究会・日本史研究会編『「慰安婦」問題を／から考える——軍事性暴力と日常世界』岩波書店 : pp.169-189
- 藤目ゆき, 1997a, 『性の歴史学——公娼制度・墮胎罪体制から売春防止法・優生保護体制へ』不二出版
- , 1997b, 「女性史からみた『慰安婦』問題」『戦争責任研究』(18) : pp.2-9 (後に若干の修正を加えて、藤目ゆき, 2015, 『「慰安婦」問題の本質—公娼制度と日本人「慰安婦」の不可視化』白澤社, pp.32-52 に収録された)
- , 2001a, 「女性史研究と性暴力パラダイム」大越愛子・清水紀代子・持田希未子・井桁碧・藤目ゆき『フェミニズム的転回—ジェンダー・クリティークの可能性』白澤社, pp.197-235
- , 2001b, 「女性国際戦犯法廷に参加して」『日本史研究』468号 : pp.55-77 (後に一部が、「日本人『慰安婦』を不可視にするもの」というタイトルでVAWW-NET Japan 編『裁かれた戦時性暴力——「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷とは何であったか』白澤社, pp.88-108 に収録された。さらに若干の修正を加えて、藤目ゆき, 2015, 『「慰安婦」問題の本質—公娼制度と日本人「慰安婦」の不可視化』白澤社, pp.53-88 に収録された)
- , 2013年, 「講演録 現代の軍事性暴力と『慰安婦』問題」アジア現代女性史第八号 : pp.120-130
- , 2015, 『「慰安婦」問題の本質—公娼制度と日本人「慰安婦」の不可視化』白澤社
- 保坂正康, 1996, 「従軍慰安婦問題を50年後に断罪するな」『諸君』28 (11) : pp.64-72
- 村上信彦, 2001, 「女性史研究の課題と展望」大門正克・小野沢あかね『展望日本歴史21 民衆世界への問いかけ』東京堂出版 (初出は『思想』1970年4月号)
- 森崎和江, 1976, 『からゆきさん』朝日新聞社
- 安村廉, 1995, 「社会党史観榮えて国亡ぶ」歴史・検討委員会, 『大東亜戦争の総括』展転社, pp.403-422
- 山口智美, 2013, 「フェミニズムの視点から見た行動保守運動と『慰安婦』問題」『Journalism』2013年11月号 : pp.81-91
- 山崎朋子, 1972, 『サンダカン八番娼館—底辺女性史序章』筑摩書房
- 山下明子, 2000, 「戦後日本のフェミニズムと『慰安婦』問題——メジャーとマイナーの結節点」VAWW-NET Japan 『加害の精神構造と戦後責任——日本軍性奴隷制を裁く——2000年女性国際戦犯法廷の記録 第2巻』緑風出版, pp.264-288
- 山下英愛, 1992, 「朝鮮における公娼制度の実施——植民地統治下の性支配」尹貞玉他『朝鮮人女性がみた「慰安婦問題」——明日をともに創るために』三一書房 : pp.128-167
- , 1996, 「韓国女性学と民族—日本軍『慰安婦』問題をめぐる“民族”議論を中

心に『女性学』4号

——, 2001, 「韓国における『慰安婦』問題解決運動の位相(上)・(下)——八〇~九〇年代の性暴力運動との関連で」『戦争責任研究』34・35号

——, 2008, 『ナショナリズムの狭間から——「慰安婦」問題へのもう一つの視座』明石書店

——, 2009, 「日本人「慰安婦」をめぐる記憶と言説——沈黙が意味するもの」加藤千香子・細谷実編著『暴力と戦争』明石書店, pp.266-287

尹貞玉他, 1992, 『朝鮮人女性がみた「慰安婦問題」——明日をともに創るために』三一書房

尹明淑, 2003, 『日本の軍隊慰安所制度と朝鮮人軍隊慰安婦』明石書店

吉見義明編集・解説, 1992, 「従軍慰安婦資料集」大月書店

——, 1995a, 『従軍慰安婦』岩波新書

——, 1995b, 「軍慰安婦制度の指揮命令系統」吉見義明・林博史『共同研究 日本軍慰安婦』大月書店, pp.15-31

——, 1996a, 「『従軍慰安婦』問題の解決のために」『世界』1996年9月号: pp.44-49

——, 1996b, 「藤岡氏「従軍慰安婦」論の虚実」『週刊金曜日』4(43), 1996年11月15日: pp.18-19

——, 1997a, 「歴史資料をどう読むか」『世界』1997年3月号: pp.40-47

——, 1997b, 「小林よしのり氏の認識は『木を見て森を見ず』」『SAPIO』9(8), 1997年5月14日, pp.73-75

——, 1997c, 「何が事実で証拠なのか」『法学セミナー』(512), pp.34-37

——, 1998, 「『従軍慰安婦』問題——研究の到達点と課題」『歴史評論』(576), pp.2-13

——, 2002, 「日本軍性奴隷(『従軍慰安婦』)制度研究の現段階」『戦争責任研究』38号: pp.2-7

——, 2007, 「『強制』の史実を否定することは許されない——河野談話以降一〇年の研究を踏まえて」『世界』(765), pp.57-63

——, 2009, 「『従軍慰安婦』問題研究の到達点と課題」『歴史学研究』849号: pp.2-10

——, 2013, 「日本軍「慰安婦」問題再考——橋下発言をどうみるか」『世界』(846), pp.44-53

吉見義明・川田文子, 1997, 『「従軍慰安婦」をめぐる30のウソと真実』大月書店

吉見義明・林博史, 1995, 『共同研究 日本軍慰安婦』大月書店

歴史学研究会・日本史研究会編, 2014, 『「慰安婦」問題を／から考える——軍事性暴力と日常生活』岩波書店

歴史・検討委員会, 1995, 『大東亜戦争の総括』展転社